

令和 7 年

大蔵村議会会議録

第 2 回定例会	6 月 5 日	開 会
	6 月 6 日	閉 会

大 蔵 村 議 会

令和 7 年 6 月 5 日（木曜日）

第 2 回 大蔵村議会定例会会議録
(第 1 日目)

令和7年 第2回大蔵村議会定例会会議録第1号

令和7年6月5日（木曜日）

出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	伊藤貴之君
3番	須藤敏彦君	4番	海藤邦夫君
5番	八畝信一君	6番	加藤忠己君
7番	佐藤雅之君	8番	斉藤光雄君
9番	鈴木君徳君	10番	佐藤勝君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	越後享君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	田部井英俊君
住民税務課長	岡部雅人君
健康福祉課長	中島輝美君
診療所事務長	
産業振興課長	若槻寛君
地域整備課長	早坂健司君
会計管理者	鳴海由紀子君
危機管理室長	佐藤克也君
デジタル推進室長	
教育課長	羽賀明美君
総務課課長補佐	門脇毅君
産業振興課課長補佐	八畝充教君
産業振興課課長補佐	井上沙織君
地域整備課課長補佐	今井啓之君

地域整備課課長補佐	三 原 伸 也 君
教 育 課 課 長 補 佐	八 鍬 弘 君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐 藤 信 一 君
-------------	-----------

議事日程 第1号

令和7年6月5日（木曜日） 午前10時00分 開議

第1 議席の一部変更

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 諸報告

報告1 肘折温泉郷振興株式会社の経営状況の報告について

報告2 令和6年度大蔵村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第5 請願の取下げの許可

請願第2号 ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの即時完全な停戦等の実現を求める国への意見書採択を求める請願

第6 本期受理の請願

請願第3号 ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの即時完全な停戦等の実現を求める国への意見書採択を求める請願

第7 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（佐藤 勝君） 皆さん、おはようございます。

令和7年第2回大蔵村議会6月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

執行部並びに議員の皆様には、公私ともに何かと御多忙中のところ、本定例会に御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提案されます諸議案につきましては、加藤村長から提案理由の説明がありますので、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適正、妥当な議決が得られますようお願い申し上げますとともに、御多忙中にもかかわらず本会議を傍聴していただきます皆様に対し、議会を代表し心より敬意と感謝を申し上げまして、開会の挨拶といたします。

また、本日は、大蔵小学校6年生の皆さん、ようこそ大蔵村議会においでくださいました。

ここでは、村をよくするためにいろいろな意見を出し合って決め事をしています。今日の見学をきっかけに、将来、議員になってみたいとか、村の仕事に携わりたいと思ってくれたらうれしいです。皆さんの中から、未来の大蔵村を支える人が生まれることを楽しみにしております。以上です。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第2回大蔵村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議席の一部変更

○議長（佐藤 勝君） 日程第1、議席の一部変更を行います。

先ほどの議長選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。海藤邦夫君の議席を4番に、私、佐藤 勝の議席を10番にそれぞれ変更いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 勝君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番鈴木君徳君、1番早坂民奈君の両君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（佐藤 勝君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、過日、議会運営委員会が開催され、提出議案などを検討した結果、本定例会の会期は本日6月5日から6月6日までの2日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日6月5日から6月6日までの2日間に決定いたしました。

日程第4 諸報告

○議長（佐藤 勝君） 日程第4、諸報告に入ります。

初めに、村長より報告事項がありますので、加藤村長より挨拶と併せまして報告をしていただきます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆様、改めましておはようございます。

令和7年村議会第2回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、御出席をいただきました議員の皆様方、御多忙中にもかかわらず傍聴にお越しをいただきました皆様方、大変御苦労さまでございます。

特に、先ほど議長からお話しありましたが、今回は福井校長先生をはじめとして大蔵小学校6年生の皆さん18名、校長先生を入れた数でしょうか、先生方3名というお話を聞いてございます。皆様方から課外授業としておいでをいただきました。ありがとうございます。

先ほど、これも議長からもありましたけれども、よりよい村づくりの議論がしっかりとできるように私ども頑張ってまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

さて、4月、5月もなかなか天気が安定せず、農作業がはかどらず、田植の遅れが心配されましたが、中山間部の一部と災害復旧田の一部を除き、ほぼ村内では、田植が終わってきたようでございます。田植が終わり、行く春を惜しみつつも早苗が風になびく清々しい季節を迎えております。そういった中、今日第2回の定例会を開催する運びとなりました。

過日でありましたが、5月25日日曜日に東京大蔵会総会が開催されました。佐藤議長、もがみ南部商工会押切支部長、越後副村長、有馬教育長、鳴海会計管理者の6名で参加をしてまいりました。短時間の懇談ではございましたけれども、会員皆様方のふるさとを想う気持ちがひしひしと感じられ、また、村に対する多くの激励をいただいてまいったところであります。

さらに、早坂大蔵会会長をはじめ、役員の方々より直接御礼の電話をいただき、東京大蔵会

の皆様方の期待に応えるためにも、活力のある村づくりに邁進する決意を新たにしたところであります。

東京大蔵会の皆様方が生まれ育った大蔵村、御両親や御兄弟が暮らす大蔵村に帰省や里帰りの観光をしていただき、さらには友人、知人に輪を広げ、大蔵村に足を運んでいただくこと、さらに可能であればふるさと納税をしていただくことが村の大きな活性化につながることをお話ししてきたところであります。

さて、役場庁舎建設でございますけれども、造成工事がほぼ終わり、6月10日に新庁舎の建設工事の入札を実施いたします。6月議会終了後になりますが、入札結果を踏まえ、請負契約については、議会の議決が必要でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

今後の流れといたしましては、予定どおり7月の着工、工期は1年6か月、令和8年12月の完成、令和9年1月開庁のスケジュールで進めてまいりますので、議員皆様方の御理解、御協力をお願いするものであります。

さて、今議会には、報告2件のほか、条例の一部改正や補正予算など10議案を御提案させていただきますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願いし、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

大蔵小学校の皆様方には、私どもどんな議論をしているのかということをしっかり聞いていただき、先ほど議長が申し上げましたとおり、ぜひこの村に強い関心を持っていただき、いろいろなことに挑戦をしていただければ、非常にありがたいと思っています。よろしくお願いいたします。そして、ありがとうございました。終わります。

続きまして、報告に入らせていただきます。

報告1 肘折温泉郷振興株式会社の経営状況の報告について。

令和6年度における肘折温泉郷振興株式会社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告をいたします。詳細につきましては、過日開催の議員全員協議会で御説明しておりますので、省略をさせていただきます。

報告2 令和6年度大蔵村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和6年度において繰越明許費として繰越しをいたしました総務費、地域活性化支援事業ほか8件について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を別紙のとおり報告いたします。

以上であります。

○議長（佐藤 勝君） 議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付いたしておりますので、

御了承願います。

以上で諸報告を終わります。

日程第5 請願の取下げの許可

○議長（佐藤 勝君） 日程第5、請願の取下げの許可について議題といたします。

令和7年請願第2号 ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの即時完全な停戦等の実現を求める国への意見書採択を求める請願について、令和7年5月26日付で請願の取下げ願いが請願者より提出されております。

お諮りいたします。

令和7年請願第2号の取下げを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、令和7年請願第2号の取下げを許可することに決定いたしました。

日程第6 本期受理の請願

○議長（佐藤 勝君） 日程第6、本期受理の請願に入ります。

本日までの受理した請願は、お手許に配りました請願書の写しのとおりであります。

会議規則第92条の規定により、この請願第3号 ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの即時完全な停戦等の実現を求める国への意見書採択を求める請願については、総務文教常任委員会に付託します。

日程第7 一般質問

○議長（佐藤 勝君） 日程第7、一般質問に入ります。

議会会議規則第61条の規定により、指定期日まで4名の方の通告がございます。

通告順に発言を許可します。

7番佐藤雅之議員。

〔7番 佐藤雅之君 登壇〕

○7番（佐藤雅之君） おはようございます。

6月議会、去年もですけれども、小学校の皆さん多く傍聴されまして、たまたま前回も私が一般質問のところだったんですが、たまたまです。今日も多くて若干緊張していますけれども、

皆さんの前で一般質問を村長にさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私からは、高齢化社会の中で村唯一の介護施設をどう守るかということについて、村長にお尋ねしたいと思います。

大蔵村村内に立地する唯一の介護施設翠明荘、それに併設してデイサービスすいめいは、社会福祉法人として平成4年4月に開所以来、33年が既に経過しました。途中、平成11年に特養、ショートステイの増床、平成12年度からは介護保険制度への大きな制度の移行がありまして、それを経て今日まで来ています。

ただ、令和に入りまして、皆さんも御承知のとおりコロナ禍や物価高騰、高齢化の進展に伴う国の介護保険制度の変遷によって事務が繁忙化しています。多忙化や財源不足、人材確保の困難、施設の老朽化など大きな転換期を迎えていると私は思っております。

昨年9月、議会の総務文教常任委員会、当時私、委員長だったんですが、視察に行っていました。その中でも上記のような今の介護保険制度が始まって25年程度が経ちますけれども、そうした中で施設の老朽化ですとか、さらには物価高騰、様々な問題について、人材不足も含めまして問題が指摘されました。運営主体が村そのものではなくて、先ほど言いましたように社会福祉法人となっております。ですので、別法人ではありますけれども、法人設立平成3、4年頃に用地や資金、資機材などをはじめ、村からも相応の設立に関わって提供があったというふうにかつての当事者からも聞いております。そして、また何よりも村唯一の介護施設ということで、大蔵会があるということです。

そうした中で、村民の老後の安心安全の確保からも節度ある形であっても、相応の村としての支援が求められると思いますが、村としてどのように考えているのか伺いたいと思います。

まず、3点伺いたいと思います。

第1は、村が法人を通じて、法人というのは社会福祉法人ですね、法人を通じて把握している法人の経営上の課題をお聞かせください。

2つ目に、国の介護保険制度の課題が大本にあることは私も十分承知していますが、村や県ができる、それに対する対応策、例えば短期的には物価高騰対策や消耗品、備品の購入等への援助、中長期的には施設の修繕や建て替え補助、さらには人材の安定的な確保等が考えられると思います。そうした中で、村として想定し得る支援や補助等があれば、その実現可能性も含めてお示しください。

最後に3つ目ですが、現在、国、県が実施しています地域医療介護総合確保基金等の活用に

ついても、法人による申請等を村として支援しているのであれば、その支援状況についても教えていただきたいと思います。

まずは、以上です。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 村唯一の介護施設をどう守るという佐藤議員の3点の質問にお答えをいたします。

1 番目の質問の村が法人を通じて把握している法人の経営上の課題についてお答えをいたします。

社会福祉法人大蔵福祉会としての課題として、村で把握しているのは3点ございます。

まず1点目でありますけれども、介護従事者の不足であります。令和5年度の介護労働実態調査によりますと、全国的に訪問介護員・介護職員の採用については、平成24年度より減少傾向にありましたが、ここ数年は採用数が増加しております。また、令和5年度の離職率は13.1%で減少傾向にあるものの、20代の離職率が19.3%と高くなっています。この傾向は山形県でも同様と考えられておりますが、大蔵福祉会を見ますと、福祉資格を持った方を募集しても応募がないため、資格がない方を採用し、働いている中で資格を取得させております。最近は資格がない方についてもなかなか集まらないという状況が続いております。離職も若い方に限らず多くなっており、慢性的に人手不足の状態が続いています。

2点目は、施設の老朽化の問題であります。平成4年に事業を開始して、平成11年に増床を行いました。30年以上が経過し、施設の老朽化により改築等が今後必要になってくるのではないかと推察しているところであります。

次の3点目が施設の規模の問題であります。現在、82床を定員としておりますが、人口の減少、介護職員不足を考えますと、定員が妥当なのか検討をする時期に来ているとお伺いをしております。この点につきましては、大蔵福祉会と意見交換を行いながら、適切な定員規模を一緒に検討していきたいと考えております。

2 番目の質問の村や県ができる短期的、中長期的な支援や補助等についてお答えします。

短期的な支援としては、物価高騰対策支援について県が山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金として毎年度実施しておりますので、村としての支援は今のところ考えておりません。

中長期的な支援については、これまで施設の建設時、増築時、支援ハウスの建設時の3回ございました。独立行政法人福祉医療機構の借入金の元金と利子を村として全額支援しており

ます。今後の改修等につきましては、大蔵福祉会でも基金積立てを行っておりますので、改築等の際には、大蔵福祉会と検討をしていきたいと考えているところであります。

福祉人材不足という点では、昨年度より介護人材確保推進事業として、介護福祉士や介護支援専門員などの資格取得の際に、奨励金を村単独で支給して、福祉人材の確保を行っております。先ほど説明をいたしました、福祉資格を所持している方の応募がほばない状況で、福祉資格を持っていない方の採用を行い、働きながら資格の取得を奨励することや資格を取得することでの所得の向上を図るため、この補助事業を創設したところであります。実績としては、昨年度が1名、今年度は既に2名に支給をしておりますが、今後も福祉人材確保のため、支援を継続していきたいと考えております。

また、村も参加している最上地域保健医療対策協議会では、中学生・高校生を対象に医療・介護の仕事についての進路を考える学習会を開催しており、実際に医療・介護に従事している専門職の方からお話を聞くことで介護の仕事に興味を持ってもらい、将来の進路の選択肢の一つになるよう活動しているところであります。

3番目の質問の国、県が実施している地域医療介護総合確保基金等の活用への村としての支援についてお答えをいたします。

地域医療介護総合確保基金は、国が団塊の世代全てが75歳以上となる2025年、つまり今年度からでありますけれども、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築を推進するため、平成26年度から消費税増収分を活用した基金を各都道府県に創設し、財政支援を行っているところであります。山形県では、医療介護総合確保促進法に基づき、山形県計画を作成し、介護分野では、介護施設等の整備に関する事業と介護従事者の確保に関する事業の2点を中心に事業を展開しております。

介護施設等の整備に関する事業については、この基金の対象となる施設整備は、地域密着型サービス等の整備を中心としており、大蔵福祉会では、地域密着型の整備について現段階では検討しておりません。

また、介護従事者の確保に関する事業については、介護の仕事の魅力発信や各種介護資格取得のためのキャリアアップ研修支援、介護従事者の負担軽減のための介護ロボット等の導入支援等の事業を行っているところであります。大蔵福祉会では、今まで基金の活用を行っておりませんが、基金を活用したいとの声が上がりましたら、支援をしていきたいと考えております。

佐藤議員おっしゃるとおり大蔵村唯一の介護事業所である大蔵福祉会は、村の介護事業には

欠かせない存在であります。これまでも連携を深め、支援を行ってまいりましたが、引き続き、さらなる連携の充実と強化を図り、本村の介護の課題解決に向けて一緒に取り組んでまいりますので、議員皆様方の御協力をお願いしまして、答弁いたします。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） どうもありがとうございます。

それでは、まず、最初に確認しますが、令和2年のコロナ禍のときにも翠明荘でもいろいろなことが起きました。そういった中で、公費をある程度合理的な範囲で投入したということを経過として私も知っているところではありますが、一番最初に確認したいのは、いわゆる社会福祉法人に名目によってはいろいろあるでしょうけれども、公的なお金を補助なり支援する、あとは助成するということは可能なのかどうか。可能だからやっているんでしょうけれども、その辺ははっきりさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私、村長としてそれは可能と思い、今までいろいろな形で支援をしてまいりました。なお、法的なこともありますので、担当課長に説明をさせたいと思います。お願いします。

○議長（佐藤 勝君） 中島健康福祉課長。

○健康福祉課長（中島輝美君） 法的にも可能でして、これまで3回にわたって建物の建築時とか元金と利息を補助しております。3回に分けてですけれども、合計で今まで3億円ほど補助している状況です。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 補助金ですから、ある程度目的をしっかりと公的なもので社会福祉法人に補助するということは当然あり得ると、村唯一の福祉施設でもあるということも含めて、公平公正にやる必要があると思うんですが、物価高というのは、何も介護現場だけではなくて全ての住民が苦しい状況にあるわけなんですけれども、ここで、物価高騰について県のほうからも補助があって、毎年支援があるんですということでありました。だから、村としては考えていないということだったのですが、私のほうも施設に確認しまして、確かに県のほうから物価高騰に対する支援は受けていますということでした。ただ、去年9月に先ほど言った総務文教常任委員会で視察に行ったときには、特に委託されている給食なんですけれども、それが短期間のうちに2回ほど料金改定があったというんですよ。物価高騰で、なかなか業者も厳しくて短期の間に2回改定があつてということが9月でした。その後、御存じのように米の高騰が

あって、米不足というのがあるわけなので、今相当また単価が上がっている可能性はあると思うんですね。だとすると、毎年やっているとはいうものの、県のほうで、そこにはそれなりに差額が出てきてしまっていて、去年の9月の段階でも施設のほうとしては、かなり持ち出しがあつて大変厳しい状況にありますと。どこでも厳しいわけですが、そうした中で村独自の支援は、県がやっているからいいという、やらないという趣旨のことを村長が言ったわけですが、実際どの程度県のほうの支援で介護施設の持ち出しが緩和されていて、それでもまた施設の持ち出しが必要になっているとすれば、その上乗せの部分の補助という考え方はできないのかどうか、まずそれを聞きたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） これは、議員が当然この質問をするときに村経営ではないということ、いわゆる法人であるということで、村の会計の中でやっています独立採算制の場合は、補助金とかそういうものではなくて、例えば水道だったり下水道だったり、その料金で賄うべきという企業会計の指示もあるわけです。そういうことで、本来であれば、単体でその経営をなくちゃいけない、ただ今の社会情勢の中で大変なわけですから、いろいろな補助金制度ができているということですね。

実は、県のほうで毎年、令和4年度から定員によって違うようではありますけれども、これは後からまた課長から補足していただきますけれども、50万円から毎年60万円ほど支給されているということも聞いてございます。また、福祉会からその差額についても、あるいは大変だと言いつつも、その補助を求められていないということだと私は考えてございます。そういったことで、この件に関しては県から頂いているので、この件に関しては村では支援しなくてもいいだろうという考えの下で、私は今まで来ているんだと思っています。

ただ、議員おっしゃるとおりその差なり、そういったものを何でどんな形で賄っていくんだということ、あるいは村として支援する気がないのかということでもございますけれども、これは担当課長として答えさせるべきかと私思っていますので、担当課から答えていただきたいと思います。課長、よろしくお願いします。

○議長（佐藤 勝君） 中島健康福祉課長。

○健康福祉課長（中島輝美君） 山形県の物価高騰対策支援金につきましては、特別養護老人ホームと短期入所者、ショートステイの定員数によって1人当たり5,000円を乗じた額で支給をしております。先ほど村長も申し上げたとおり大体毎年50万円から60万円ほど支給をされております。一応これをもらっているということもあるのかもしれませんが、直接的なさらなる要

望というのは、村にはございません。ただ、今後引き続き、ますます物価高騰が考えられるようであれば、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などを活用して、支給を考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 分かりました。今後の物価の推移を見て考える余地はあるという答弁だったと思います。施設、法人としても、コロナの時期もお世話になったということもあって、これは私の推測も入りますが、遠慮する部分もあったのかなと。一方で、我々議会で視察に行くと、苦しいというか持ち出しがあると。あまりこういう場で言うことではないかもしれませんが、実情としては苦しいけれども、あまり村に頼ってもという遠慮も働いている部分があるのかなとちょっと思ったところなので、実際の実態と合うような形で、その辺、村と法人とももちろん節度はありますけれども、ぜひ考えていっていただければと思います。

あと次に、物価高騰については、引き続き状況を見ながらということなんですが、人材確保の点がこれはもう構造的な問題で、村だけがどうこうできる問題ではないと思うんですね。それでいろいろな形で資格を取ったならば、それを支援するという形でいろいろな支援をして今があるわけですが、やはり人材の確保のために相当法人のほうもエネルギーを使っていて、多少疲弊もしているという状況で、人手不足そのもの自体はどこでもあり得ることではあるんですが、そういったものに対して、どのような方向で、もちろん法人が考えるわけですが、村としては考えているのか。こういった資格に対する補助ということもあり得ると思うんですが、私自身はこれは施設に言うべきであって、村に言うべきことではないのかもしれませんが、もう少し資格なり、介護者にある程度段位をつけて、モチベーションを上げていくとか、介護福祉士だとかそういった等級はありますけれども、ある程度給料が上がっていく普通の会社と比べると3割も低いような賃金ではなくて、それを変えていくような必要性があるかなと。もちろん介護保険で決まっているので、その枠がある中で給料を上げるということはいかないんでしょうけれども。幾らかでも上げるためのそういった昇進・昇格の仕組みを、それに逆に追われて仕事がままならないとなると本末転倒なんですが、そういったモチベーションが上がるような制度の導入も含めて、何か考えていることが村としてあればお聞かせください。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 先ほど申し上げましたとおりこの発足はかなりもう前になります。そういったことで、本来は、これは就労の場の確保ということと、いわゆる老人の受入れ先という

ようなことで、結構最上郡の中でもそんなに遅くなく、この事業所を開設できたというふうに私は記憶しております。それについては、50床から32床を増やして82床にしたということ、そういったことも、遅れず、時代に合わせた形でしっかり対応してきたと。我々の先輩としては、非常に私は尊敬をしているところであります。そういった中で、先ほども申し上げましたこれから逆に老人世帯が減るといいでしょうか。全体的に、大蔵村としては高齢化は進んでいくんですけれども、全体的にこの施設にお世話になる方々が減ってくるということだろうと思っています。ここに入所するのは、大蔵村民が約5割、ほかの市町村からも5割入るんですね。それで82床がいっぱいになるということなんでしょう。できるだけ待機をなくしたいということもあって、いろいろなことが考えられております。

そういうことで、私は、第一に村民が就労できる、そういうふうな場としてこの施設を考えてございます。そういったことから、先ほども申し上げましたけれども、資格取得のための様々な村独自の対策も講じてございます。これは、非常によその地域から羨ましがられているといいでしょうか、例えば、大蔵村以外の人でもその職員になれば、資格を取るためのそういった補助を受けられるわけですよ。そういうことも合わせて、翠明荘のいわゆるイメージアップを図るという意味でも、私はしっかりとその目的を果たしているのかなと考えてございます。

そういったことで、村独自の対策を講じているということ、そういったいろいろな観点から大蔵福祉会の在り方を検討していかなければならない。ただ、自分の大蔵村自体の経営ではないということ、あくまでも福祉法人だということの中で自主性が求められる、それが大事なことだと思うんですね。ですから、経営の中まではなかなか口出しができない。ただ、救いは、議員も御承知のとおりその局長さんといいましょうか、荘長さんというんでしょうかね。その方が代々、役場の課長を退職された方々がその役を担っていらっしゃるということで、よその施設よりは、とりわけ村との関係は良好な関係にあると思ってございます。それを非常にうまく利用といいましょうか、活用しながら、その経営に対してもいろいろ相談もいらしていますし、それからその施設自体として、組織自体として大変な内部留保、いわゆる基金も持っております。それは、万が一の場合、例えばこの質問の中でも答えておりますけれども、施設の老朽化に伴ういろいろな改修を見込んで、あるいは急な何かお金が必要なときに備えて、そういう基金を積み立てているわけなんですけれども、そういう自助努力もしっかり行いながらやっているんだということも、御理解をいただきたいと思います。

その中で、あまり大蔵村として経営に対して指示をしたり、そういうことはできるだけ避けたいと思ってございます。ただ、コロナ時についても、いろいろな相談がございました。その

ときには、村を挙げて支援しているはずであります。そういうふうには先ほども最後に申し上げましたけれども、村では、なくてはならない施設でございますので、そのことのありようについては、今後も協力をしながらしっかりと共存していけるように頑張っていきたいと思っていますところでもあります。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 基金の点、3番目の県の基金ではなくて、法人のほうの基金の話なんです。基金もいざという時のために蓄えているはずだということで、経営の内部に入りますけれども、いろいろ聞いてみると、この間の人手不足や様々な問題があったり、老朽化を毎年持ち出しで直しているとか、あとは先ほど言った物価高騰の中で基金もなかなか十分に潤沢な内部留保があるみたいなことを言っていますが、必ずしもそうではないのではないかという報告というか、話の中であったんですが、その辺の認識としては、もちろん経営として自ら基金をちゃんと積んでいくことは大事なことです。その基金自体が今厳しい状況にあって、何らかの支援が必要だという状況になっていると私は当時思ったんです。ただ同時に、村のほうに直接遠慮もあってか、なかなか言うてはいるけれども、正式な要望になっていない部分もあるのではないかなと思ったんですが、そんなに基金が潤沢だと思われますか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私の元に届いているものとしては、かなりの基金があると私は認識してございます。ただ、施設のリフォームといいましょうか、そういったことの場合、今、いろいろな物価高騰の中で以前見込んでいた、例えば、2億円あるとすれば、恐らく今現在の価格でいえば、2億3,000万円の仕事をすることになると思います。ですから、逆にマイナスですよ、その3,000万円だけで。そういうこと考えれば、非常に大変なのかなと思っています。

ただ、私はこういった事業の中でそれを蓄えることができたというのは、裏を返せば村からそれだけ支援をしていただいたからこそ、こういった非常に大変な時期でも、これだけ基金を積み増しすることができたのかなと。村が全てではございません。翠明荘、あるいは大蔵福祉会の職員の皆様方が、荘長をはじめ、理事長をはじめ、役職員の皆様方が一生懸命になって頑張った成果だとは考えますけれども、村の支援なしではこの金額を果たして蓄えることができたのかといいますと、私は疑問に思っているところでもあります。ですから、これは幾らあればいいというものではなくて、今現在の対応している、直面しているやらくちゃいけないこと、それに対してのものとしては、何とか対応できる金額だと私は捉えてございます。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君）　ちょっと視点を変えまして、今年の3月の令和7年度予算の審議のときに、こういった施設に対して具体的な支援ができないかということを私も質問した経過があるんですが、いろいろなものの修繕だとか、そういったものに対しては、支援が可能だということなんですが、去年の9月に聞いたときは、毎年あちこち直しているんだと。もう三十数年たって、建物としては、50年、60年もつぐらいでしょうけれども、いろいろな電気だとか、そういった外壁だとか厨房だとかがあるんだと思いますが、そういった三十数年もたてばがたがきっていて、それを毎年のように持ち出しをして直していますと。それは当然経営ですから、それも込みで経営が成り立つべきだと思うんですが、そういう中で村としても、具体的に今年度とか来年度ぐらいに話合いがあって、こういうところは補助しますよというふうに、今決まっているようなものとか、そういうものはあるんでしょうか。それとも、抽象的なことなんですか。

○議長（佐藤　勝君）　加藤村長。

○村長（加藤正美君）　そのことについては、担当者が恐らく話合いをして聞いているものかと思います。ただ、今の佐藤議員の中でおっしゃったことで、私が思い当たることといいましようか、昨年、さらに一昨年前でしょうか、たしか空調、エアコンの大規模改修があったはずで。それについても、きっちり支援はしているはずであります。

　　そういうことで、先ほど申し上げましたけれども、簡単なまず3回の平成4年に翠明荘を建設したとき、それから平成11年に増床、いわゆる50床から82床に増床したとき、それから支援ハウスということで、3回大きく補助しています。それが3回の合計で3億円を超える支援をしているんだということも御理解をいただきたいと思います。そのほかに、私が今申し上げた様々何千万単位に係るリフォームといいましょうか、機材の交換、そういうことに対してもししていると私は認識をしております。不足については、今の佐藤議員の質問の核心に触れるところは、中島課長のほうから答えていただければと思っております。

　　議長、取り計らいお願いいたします。

○議長（佐藤　勝君）　中島健康福祉課長。

○健康福祉課長（中島輝美君）　令和6年度中にそういう要望がなかったため、令和7年度には予算化はしておりません。先ほど村長が申し上げたとおり大蔵福祉会としての修繕積立基金のほうが目減りはしていない状態なので、その残額等も考慮して、ただ今後、大規模な修繕等が必要になった場合は、大蔵福祉会と一緒に検討していきたいと考えております。

○議長（佐藤　勝君）　佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 分かりました。そういう形で随時支援もできるというような形だと思います。

3番目の国のほうと県のほうの基金は、これ地域密着型でないと対象にならないということなんでしょうけれども、これは、全てが地域密着を前提とした基金なんでしょう。それ以外でも、もちろん要望があればでしょうけれども、あの大蔵会のほうで使いたいと言えば使えるような基金の中身というのは、メニューはあるんでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） この件は中島課長に答えていただきます。課長、お願いします。

○議長（佐藤 勝君） 中島健康福祉課長。

○健康福祉課長（中島輝美君） 山形県の計画の中では、この施設に使える基金ということで、地域密着型のサービスと新型コロナウイルスの拡大防止を低減するための施設整備、また外国人を雇った場合のその宿泊の施設に対してのということで、ある程度決まっておりますので、それ以外のところとはちょっと難しいかなと考えております。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） そうですね。私もいろいろ調べてみると、なかなか該当がない部分もあるかなと、該当しない部分もあるかなと思ったんですが、やはりこういった山村のところに、中山村のところにいる我々にとって、現実に役立つ補助金なり基金なりを県や国のほうで用意していただきたいと。もちろん外国人雇用もこれから大事になってくるんでしょうけれども、まだちょっとそこまでいくのにはハードルがあるでしょうし、もっとその前にやらなくてはならないようなこともたくさんあると思いますので、ぜひ地域からも、この間も言っていることでしょうし、訪問介護も今回は9月議会に言いましたので、あえて触れませんでしたけれども、そういった問題について、国のほうに言っていただきたいと改めて思います。

最後1つ、これは、医療との関わりもそうなんですが、人材の部分で翠明荘は医師がいないと成り立たない施設だと思うんですが、診療所の荒川先生等々がそれとして対応しているわけですが、来年以降は、医療とリンクするわけなので、そちら決まらなければはっきりしないと思うんですが、ただ、翠明荘の存続にも関わる一つのキーでもあるので、医師の確保と併せてどういう考えなのか。今後、委員会をつくったりして、そこで運営するとは聞いているんですが、その辺の状況を教えていただければと思います。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、佐藤議員からは何点かおっしゃられましたので、そのことについて

短くなりますけれども、お答えをしたいと思います。

まず、訪問介護報酬の減額に関わることでありますけれども、これはやっぱり都会と違って、私ども地方においては、本当に施設の危機的状況だと捉えてございます。そういったことから、山形県町村会あるいは最上地方町村会なり、いろいろなそういった組織を通じて、国や県、県というよりも国ですね、国のほうに要望活動を展開をするということで、国保連合会のほうでもそういうふうなことも話し合っておりますし、いろいろな面から一方的なことじゃなくて、多方面からこういった要望を地方からしっかりと発信をして、そして国の画一的な政策について、日本が全てそれぞれの特色のある地域でございますので、いわゆるオーダーメイド型みたいな形の中で、地域に合ったような政策でしっかり対応していただけるように要望していくということで決まっております。

それから、今おっしゃられたとおり本当にこの介護なり、老人福祉というものは避けて通れないということもありますし、先ほどの人口減少を抱えて、この施設の規模、それについても検討しなくちゃいけないと思っております。それについても、福祉会側からもそういうふうな話もあるやに私は聞いてございます。これは、どの施設でも同じ考え方だと思っておりますので、そういうことでしっかり対策を講じていかなければならないと思っています。いずれにいたしましても、大蔵村に住んでいる高齢者の皆様方が将来、安心して住んでいただける村というものを構築しなければなりません。その上で、関係機関あるいはいろいろなところで会合なり、組織を立ち上げて、そのことをしっかりと議論し、最善の方向で大蔵村がその方向性を見極めていけるような形の中でいけるように、しっかりと議会の議員の皆様方、そして役場職員、担当課、総力を挙げて頑張ってもらいたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） どうもありがとうございました。

私も去年の視察も踏まえて考えた場合、やはり行政の立場と法人の立場でそれぞれあるわけなんです、本音の部分がまだ伝わってないようで、本当のことが伝わっていない部分もあるかなと思ったりもしました。それぞれ実情は、公の場で言えるものと言えないものがあるんでしょうけれども、そういったものは、議会活動の中で得た情報などをお互いに行政側と施設側に伝えるということも議員の役割かなと思いましたので、しっかりと私のほうも学んで、幾らかでも今後の施設運営の役に立って、安心して老後が迎えられる、そういう社会にしていきたいと思っておりますので、まずよろしく願いしまして、私の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤 勝君） ここで休憩いたします。

傍聴いただきました大蔵小学校6年生の皆様、先生方には、大蔵村の議会を傍聴いただきまして、誠にありがとうございました。議会を代表して厚く御礼を申し上げます。今後ともよろしく願いいたします。

再開は11時5分といたします。ちょっと短いですが。では10分にします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（佐藤 勝君） 休憩を解き、引き続き一般質問を続けます。

1 番早坂民奈議員。

〔1 番 早坂民奈君 登壇〕

○1 番（早坂民奈君） 私は、新庁舎に観光物産・産直コーナーをという質問で村長に伺います。

新庁舎の工事も着々と進み、本体工事も始まろうとしています。事務的に訪れるだけでなく、村民が気軽に利用しやすい環境を兼ね備えた施設として、中央公民館との合築となりました。図書室のコーナーをメインに憩いのスペースもあり、多くの村民に利用してほしいと期待しております。

さて、当初の庁舎のアンケート等でミニスーパーの要望もあったと記憶しております。残念ながら、これは実現しませんでしたけれども、前回の3月定例会の私の質問の中で、旧庁舎にミニスーパー構想の答弁がありました。こちらは、ぜひ実現してほしいものです。日常品は地元の商店で購入できるので困らないのですが、地元のお土産等を買いたくても、購入するのに困ってしまう、そういう話がよく聞かれました。

そこで、村の産業基盤である農業・観光を推し進めるためにも、物産と産直コーナー、もしくは売店の設置を提案します。村民に限らず、他市町村からの来庁者に村の特産品を購入していただければ、村の宣伝効果もアップするのではないかと考えますが、村長の考えを伺います。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 新庁舎に観光物産・産直コーナーをという早坂議員の質問にお答えをいたします。

前回3月議会の折に、早坂議員からいただいた今後の高齢者救済の対策、対応はという質問の中で、買物難民に関する質疑が行われました。その中で、旧庁舎の有効利用も含めた私のアイディアの一つとして、ミニスーパー構想をお話ししたところでございます。ただ、その

前段では、民間に任せられる部分は任せるべきである、買物支援の今後については、商工会の会員等との話し合いを持ち、将来の方向性を議論することが重要であるという答弁をしております。早坂議員からも御納得いただいたものと受け止めていたところでありました。今後、商工会関係者と協議を行い、事業の是非について検討してまいりたいと思っております。

本題の新庁舎への観光物産・産直コーナー設置に関する御質問であります。既に公告され、この10日に入札が執行されます大蔵役場新庁舎建設工事では、庁内に常設の販売ブースを設置できるようなスペースは確保されておられません。しかしながら、新庁舎には幅6メートルの軒下ができますので、そのスペースを利用して臨時的に産直等の出店をしていただくことは可能であると考えております。

早坂議員からは消費者の立場としてのお考えから、御提案いただいているものと察しておりますが、出店する側、売り手側の立場からの意見も考慮しなければなりません。民間の事業所や農家の皆さんが取り組む場合、採算性が問われることとなりますが、立地的に新庁舎での営業についての採算性や出店形態について、関係者の意向を調査する必要があると考えております。そういった手順を踏んだ上で、買う側にも売る側にも有益な事業にしていければと考えております。

なお、今年度より村の直営となりました肘折いでゆ館の玄関ホールを販売コーナーとして貸し出す取組を現在担当課で検討しているようでございます。その成果を見ながら、どのような支援が必要なのかを検証し、新庁舎での取組につなげていければと思っておりますので、議員各位の御理解をいただくようお願いをしまして、答弁いたします。

○議長（佐藤 勝君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） 今の答弁をいただきまして、村長に単純にお尋ねします。村長は、いつも大蔵村の特産である大蔵トマト、それから棚田米、そういうお話をなさいますけれども、いつ、どこで買えばいいのでしょうか。というのは、大蔵トマトは関東とかそちらのほうに行ってしまうと、地元の人たちが買うということがなかなか難しい状況だと私は思っております。私みたいに地元に住んでいる人は、近所のトマト農家なり、棚田米を作っていらっしゃる方にお声がけをして譲ってもらうことは、個人的に可能かと思うんですけれども、そういう一般にちょっとこっちに来たときに大蔵トマト欲しいんだけど、時期的に一体これはどこで買えばいいのでしょうか。それは村長、どうお考えですか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 早坂議員からは、村の特産品、そういったものはどこで買いますかとい

う非常にシンプルな質問をいただきました。分かりやすく、非常に私も答えやすいです。

私、農協にそのことをお願いしてございます。それも周知もしてほしいなということもお願いもしているところなんですけれども、私は、大蔵村の特産として今、早坂議員もおっしゃったとおりトマトを挙げていただきました。トマト、いろいろなところに宅配便で送ってございます。それいっぱい買っています。どこで買うのですか。農協の集出荷場にちゃんと受け付けるところがあるんですね。その周知の方法だと思います。それも今後、村と農協がもっと話をしながら、地元で買えるように、ただ、どうなんでしょうか。大蔵村だけのものではなくても、おいしいものがみ農協のものになっていますので、でも私は売れると思うんです。そういうことで、農協に言っていただければ、それは何箱であろうが手配していただけるという私の認識であります。

あと、そのほかに何か特別あれですか。今、トマトだけでよろしいですか。

○議長（佐藤 勝君） 早坂民奈君。

○1 番（早坂民奈君） 農協で買えるということは、私も知りませんでした。議員である私が知らないのに、突然来た人が農協に行ってどうやって買うんでしょうと考えたわけですよ。この中で消費者に、答弁の中で消費者側に立ってとおっしゃっていますけれども、私は議員側に立って質問させていただいているんですが、大蔵村にはお酒、トマト、それから時期になりますとアスパラなりネギなり、ニラとかいろいろ出荷物ありますよね。そういう農産物は農協で買うことは可能かもしれませんが、お酒とか、あと肘折に行けばおまんじゅうなり、大蔵村産ですよ。わさびとかトマト製品ですね、加工品、そういうものを一体あちらこちらに行って買うのか、そういうことを考えたときにスペースがないとはおっしゃっていますけれども、私そんなに採算性を取れるようにどーんと大きいスペースを取ってくださいというあれじゃないんですよ。まずイメージとして、玄関に入ったときに大蔵村産のいろいろなものが並んでいて、ディスプレイで並ばせていてもいいんですけれども、そういうものがあつたとき、村外からいらした方がここにトマトが売っている、トマトの加工品も売っている、お酒もある、ちょっとお土産に買っていこうかなとそういう宣伝効果を含めてのスペースを作っていただけませんかという提案です。

それと、本当にここの中で6メートルの軒下、これも提案したいと思っていたので、そちらから提案いただいたので、これはいいなと思いました。そういうのではいいんですけれども、常備できるお酒だったら、小屋酒造さんまで行かなければ買えない、でもお酒と一緒に何かを買いたい、そういうものを置いていただけるスペースを設けてはもらえませんかという提案

です。いかがでしょう。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） その前に、非常に分かりやすいシンプルな質問で、私も答えやすいです。

本当にそういうふうにしたいたいのはやまやまなんですけれども、過去に、新庁舎建設に対して何回もそういった建設委員会を行いました。その中でその言葉、中で1回ぐらい出たんですかね、でも結局それが皆さんに理解といいましょうか、共感を得られなくて、実際はその話がなくなったということなんですかね。ということは、これは村役場の庁舎でやることではないんです。ですから私は、この一つの旧庁舎の活用策として、しかもそういうことを商工団体といいましょうか、各商店の皆様方が集まって、そういう物販できるところをやるということであれば、村としていろいろな支援方法がございます。これ役場職員が販売するんですか、もし早坂議員が今、私にお尋ねしている役場庁舎の中にそれをするとなれば。逆質問をしますけれども。

○議長（佐藤 勝君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） 役場職員の方は、私はここには関わらないかなと思っておりました。先ほど村長おっしゃいましたけれども、いろいろな話が出て駄目になったと言うんですが、話の中でそれこそミニスーパーの話は出たんですよ。でも、お土産品だけ特化したものの話は出ていなかったんです。私は、もし可能であれば、そこが庁舎内にできないのであれば、庁舎外にプレハブなりなんなりでもいいですけれども、庁舎の近くにそういうものを売る施設、いろいろ最上郡内を見ても、舟形にも産直あります。これは、最初JAやりましたけれども、立ち行かなくなっていろいろな方が、別の第三者みたいな方がおやりになっています。舟形があります。あと最上もあります。新庄はもちろんまゆの里あります。鮭川もあります。名前忘れちゃいましたが、金山もあります。あとは真室川もあります。産直の販売所がないのは大蔵だけなんですよね。昔はスキー場のあったところで、定期的に販売をしていた方たちもいましたけれども、その建物もなくなりました。じゃあ産直がないかというと朝市、朝市は私の言っているあれとはまた違うんですよ。農産物だと私は受け取っていますので、本当に期間限定でもそれ以外のもの、大蔵村のお土産って何と言われたときに、お酒、トマト、それからわさび漬とかわさびのあれとかと言って、それを一括して売るスペース、もしくは、こういうものがあるんだよという展示スペースだけでもいいので、私はこのブックカフェがありますけれども、そこに小さなテーブル一つでもいいですから、そういう宣伝コーナー、そういうところがあればもっと村に来た人たちがじゃあそこで、どこで買えばいいのとなったときにじゃあここ

ですよ、ここですよ、農協行けばいいし、小屋酒造さんもありますよと教えていただければ、それだけでも私は大蔵村の特産品の宣伝になると思っています。

あと、もう消費者の立場で言いますと、先ほど言ったように軒下のそのスペースにこれってもう農協さんだと私は思っています。農協さんを通しての販売、そのスペースを村のほうでこういうのがあるから農協さんどうですかと声がけをしていただいて、売っていただければ、私は村の仕事じゃなくて、ただ村の出荷している生産者側に立てば、幾らでも現金収入になるからいいのじゃないかなと思っています。でも、その声がけをするのは行政側じゃないのかなと考えて、この質問をいたしました。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、質問の理由を、あらましを聞いたと思ってございます。おっしゃることはもっともだと私も今お聞きしました。ただ、私はあの役場というこの何ていうんでしょうか。そういう物販とか、そういうのはできないということを頭から思っているのではなくて、この関係は村の商工会になり、そういったところが音頭を取ってやるべきで、その商工会の運営についても村は密接に関わってございます。全ての運営に対して。

議員御存じのとおり大蔵村ほど商品券、いわゆる地域振興券の発行をしている自治体はないと私自負してございます。それだけ村独自の地域振興券も出しているという自負がございます。そういうことで村民の皆様方からは、いわゆるそれは地域マネーですので、村外に出ないお金ですよ。だからこそ村内が潤うものであります。そのことを考えて、現金ではなくて地域振興券にしているんです。それもこれも全て大蔵村の商工行政がうまくいくように、そして個人業者が潤うように工夫をしているということで、それについては御理解をいただけたらと思っています。

そのスペースだけでもという話であれば、いろいろな取組の仕方はできる、できないとここでは明言しませんが、あるのかなと思っています。例えば、そのブックカフェの一端に大蔵村の特産品という形で表示するということであれば、そんな場所も要らないですので、そういうふうなこと。そして私は、例えば小屋酒造で販売されているお酒については、今回全国の鑑評会で、山形県の中でも８点ですか、優良賞に選ばれたということで、非常に名誉なことでもあります。それぐらい創業年度も古いですし、いろいろなところに出しても恥ずかしくないものだと思います。ぜひ、それについては、小屋酒造さんに行行って買っていただければ、これが一番の宣伝になるのかなと思っています。

それから、棚田米については、棚田を見ていただいてということ、やはり当然、観光地で買

えるというのももちろんですけども、現場というんでしょうかね。観光地のその現場に行って買っていただく、それが大蔵村のためになる。それが一番のPRかなと私は捉えてございます。

そういったことで、肘折に関しては、肘折の商店から買っていただく、そのことが私は理想だと思っています。ただ、議員おっしゃるとおり大蔵村の特産品として販売をしているんだという特産品を非売品として陳列する、紹介をする、そのことは役場の仕事としても、あるいは観光協会の仕事としても、それは必要なことかなと思ってございます。これについては、いろいろな角度から検討してまいりたいと思っています。

それから、農協との関わりでありますけれども、以前は、大蔵村も出来秋と言うんでしょうか、それについては秋野菜の販売とか、この役場の空きスペースを使ってやってございました。今回、新庁舎ができるわけですから、その軒下あるいは駐車場を使って、テント村なり、そういうことを商工会とかいろいろな個人商店との話合いの中で、そういう行事を進めていけるのではないかなと私は思っております。

それから、これはあくまでも構想段階ですけども、新しい役場庁舎にバスの停留所を作ります。そのことによって、いろいろな人が往来できるということで、今、議員が目的としている、そういうふうなことも可能かなと思ってございます。買っていただける、そういうこともタイミング的に合うのかなと思ってございます。そういったことで、1回目の答弁で答えているとおり、これからいろいろな形で取組につなげていきたいということを申し上げます。その第1弾として、まず直営になりました肘折いでゆ館のホールといいましょうか、玄関から入ったすぐのホール、今までは売店になっていましたけれども、そここのところを活用して入っていただくテナントかいろいろな形で、例えば使用料なんか取らなくても、そこにいろいろなものを並べて販売してもいいと思うんですよ。そういう肘折の振興のためにあの施設はあるわけですから、極端に言えば肘折温泉振興株式会社、今までは赤字でございました。私は赤字なんかそんなに苦にはしていません。議員の先生方にはちょっと失礼なお話になるかもしれないけれども、なぜか。私はその肘折温泉振興株式会社の赤字の反対に、肘折にそれ以上のお金が下りれば、私はその役目を十分に果たしていると感じてございます。そういった意味であそこのいでゆ館、カルデラ館は、当時の先輩諸氏が考えてあそこに建設したものだと思ってございます。そういったことから考えれば、私はその役目は果たしているんだろうなと思っています。今後は村直営ですので、さらにその目的が達成できるようにいろいろなことを試行錯誤しながら頑張っていきたい。そこに配置された職員もいろいろなこ

とで頑張っておりますので、議員の先生方もぜひお邪魔をしながら、その施設の代わりをそういうものも確認していただければありがたいなと思っているところであります。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 早坂民奈君。

○1 番（早坂民奈君） 村長の前向きな意見、ありがとうございます。

私は、いろいろ考えたときに、村長はどう考えているのかなというのをずっと考えておりました。必要性を果たしてどこまで感じているのか。でも今いただいた答弁の中では、本当に前向きに村の特産品をアピールしていくということでは、展示スペースを設けても可能だよという答弁をいただきましたので、ぜひそれは、ただ並べるだけではなくて、欲しいな、これ絶対お土産に持っていききたいなという職員の方、得意な方いらっしゃいますので、イラストなりなんなりそういうので一目置くような展示コーナーを設けていただけたらと思います。

それともう一つですけれども、今いでゆ館の物品販売ということで、前は98万7,000円かな、商品。まず、ごめんなさい。こういう言い方してはいけないんでしょうけれども、そのくらいの収入がまず物品の販売があったわけですね。これから今、村長おっしゃったように、いろいろな方を募って、そこで販売をしたいというお考えですが、それと一緒に先ほどおっしゃったように現地に行って買ってもらいたいと。味来館に行ったときも棚田米のディスプレイとかありましたけれども、そこでも買えるような考えはあるのですか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） これは、私の思いでありますので、そういうふうに仕向けていかなければならないと思っています。ということは、やはりお土産とかそういうものは、その場に行って、その雰囲気の中で感激する。だからこそ、求めるものっていっぱいあると思うんですよ。そのやっぱり感激といいましょうか、驚きといいましょうか、そういうものが私は購買力につながっていくと思ってございます。ですから、できるだけそういうことを販売できるものは、その場でやっぱり買っていただく、販売できるようにするということが私は理想といいましょうか。そういうふうにするべきだと私は思っております。そういうふうに仕向けてまいります。当然、味来館でもそういうふうに行っていると思いますけれども。

今、味来館の話をしたので、ちょっとあれですけれども、味来館も試行錯誤をしました。それでも民間に委託して、民間の考え方の中でいろいろなことをやっていただいております。今、その輪がだんだん広がりつつ私はあると思っています。役場が何もできないというようなことではないんです。役場がやりたくてもできないこともあるということを御理解いただ

きたいと思います。

私は、先ほど職員をそこに充てるんですかと言った。そこにもし職員を充てなくちゃいけないければ、また別に採用しなくちゃいけないと思うんです。一般職とまた違うわけですから。そういう中で、また全国を見ましても役場の中でそういう物を売るというか、なかなかやっているところ、例えば職員に対して売るという売店のようなものはあるみたいですが、一般の来場者に対してそれは区別はないと思うんですが、それを主にして販売をしているということは、ちょっとなかったように記憶してございます。そういうことですので、今日早坂議員から提案のあった、その庁舎の中ということは、私は考えてございません。そして、ちょっと難しいと思います。ですから、軒下の活用、あるいは駐車場の活用ということに関係団体、そういった方々と話をしながら新しい庁舎ができたことをきっかけとして、いろいろな事業といたしましょうか、呼びかけといたしましょうかね、そういうことはやっていかなければならないと思ってございます。そのためにいろいろなことを計画もしていますし、先ほども言ったとおりバス、いわゆる交通難民の皆様方のためのバスの路線を組んだりですね。そういうことも役場を中心として、いろいろなことができるように職員、鋭意検討しながら今頑張っている状況であります。御理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 早坂民奈君。

○1 番（早坂民奈君） 100%私の求めていた答弁でした。本当に物品販売というのは、やっぱりちょっと大変だろうなと。でも、村をどうやってアピールしていくか。来庁者というのは、本当に村民だけじゃありませんのでね。いろいろな国関係も来れば、県関係、その郡内の方たちもたくさんいらっしゃいます。あと会社の方たちもいらっしゃいます。大蔵村ってこんな小さな村だけれども、こういうふう特産品があるんだなあというのを見ていただいて、それをまず村長がおっしゃったように、各地、当地に各店舗なりなんなりで購入していただければと。

ただ、もう一つだけお願いなんですけれども、ある肘折の商店の方から、観光客が来て、大蔵トマトってどこで売っているのって。でも農協、大抵そういう方たちは土日ですよ、いらっしゃるので。そういうときに農協で売っているよと言われても、箱詰めなりなんなりで買い求める場合にすぐには準備できないと思いますので、これは農協さんのほうの声がけになるかと思うんですが、商工会と農協のお話の中で、そういうお土産店に何パックぐらいつづ置いていただく、希望者のお店なんだろうけれども、置いていただくのは可能かという、そういう話もJAと農協とお話するときに付け加えていただければありがたいなと思います。

それで、私、今いろいろな質問させていただきました。新庁舎が出来上がるのを本当に楽し

みにしている方がたくさんいらっしゃいます。バスで送るから私も行けるわというお年寄りの方たちもいました。なので、そういう意味では、そこで農産物を売っていたら、大きいものでしたら買えませんが、そういうので何も用事ないけれども、役場に遊びに行こうかと。本もあるし、座って自動販売機なりなんなりを置くというお話でしたから、そこでちょっと休んで少し職員がどんな仕事をしているかなとか見ていただくのも可能だし、あと子供たちも連れていったり、親戚の人が来たときにうちの庁舎こういうふうにできたんだよ、一緒に見に行こう、そして行ったときにこういうお土産があるんだ、じゃあこれは、地元の人だったらば小屋さん歩いていても行けますし、そういうのであればありがたいなと思いますので、ぜひともこの前向きにスペースを考えていただいて、村のよさをアピールしていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私が今までいろいろなことを申し上げました。早坂議員については、その真意を理解していただけたらと思っておりますけれども、先ほど言ったとおり今日の質問の中で、庁舎の中に物販といいましょうか、その場所を設けるということは考えておりません。ただし、検討する余地があるというのは、大蔵村の特産品をしっかりとアピールできる、紹介できる、そういうものは若干でも取れないのかなという私も思いもありますので、その辺は内部でしっかり検討させていただきます。

それから、早坂議員。大事なこと、何でも役場でやれば済むという問題ではないんです。私はこんなふうに考えています。まだ少なくなったとはいえ、大蔵村にそれぞれ肉屋さん、魚屋さん、八百屋さん、そういったものがございます。個人営業されている方がいらっしゃいます。その方々の生活を脅かすような、そのことを村自体がやるということは、私はあまり好んでおりません。ですから、そういった方々が自分たちが自ら役場として、そういう集合体じゃないですけども、ミニスーパーのようなものを何とかお互いの組織が協力し合いながらやっていただけないでしょうかという向こうからの逆に申込みがあって初めて、役場が出て行って、その協議が成立するのかなと思っています。そのときこそ、私が以前に申し上げました、この旧庁舎を使ってミニスーパーなり、そういうものができると思うんですよ。その許可といいましょうか、内諾もない中で、また協力もない中で村がその方々の生活を脅かすようなことをしたのでは、私は本末転倒だと思っています。私が村の商工業者を大事にするのは、その方々の生活を守るためだからこそ、大手の業者に対しては、地域振興券の発行を認めておりません。そのことも御理解いただきたいと思います。よその地域では全

部やっています。ですけれども、大蔵村では、こういった村の特殊性がある地域だからこそ、そういった個人の業者、商店に対して配慮してそういうことをやっているんだと。それもこれも全て村の円滑な、そしてお互いに気心の知れた和気あいあいの中で生活をしていくための私は手段だと捉えてございます。そういうことでございますので、執行部、役場職員、そして議会が一体となって、そのことをメインに考えていく、それこそ議会の在り方だと私は捉えてございます。ぜひ御理解をいただきますようお願いいたします。終わります。

○議長（佐藤 勝君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） 私も日用品とか、そういう地元のお店の方たちを侵害するような、そういう提案はいたしておりません。今、私はやっぱり特産品をアピールしたいということですので、村長が3月の議会でミニスーパーって、あれはすごくいいなと思っています。ですので、そちらのほうは旧庁舎でつくるような構想をしていただいて、私の場合は、特産品を皆さんに周知できるような形、それだけ私も思っていますので、村長もそのように御理解ください。

それでは質問を終わります。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君に申し上げます。これから質問しても半端になりますので、午後一番から質問ということでよろしいですか。

○2番（伊藤貴之君） 分かりました。

○議長（佐藤 勝君） それでは、ここで休憩します。

再開は1時とします。

午前11時46分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（佐藤 勝君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

2番伊藤貴之議員。

〔2番 伊藤貴之君 登壇〕

○2番（伊藤貴之君） よろしく申し上げます。

質問事項は、ふるさと納税を増やすにはということで村長に対しての質問であります。

今年の3月議会において、今年度の施政方針が村長より示されました。その中の財政運営の項目に厳しい財政状況が継続することは覚悟しなければなりませんという文言がありました。人口減少に加え、近年の自然災害の頻発等により、行政サービスの維持は今後さらに困難を極めると考えられます。その厳しい財政状況を少しでも楽にするために、ふるさと納税にな

お一層力を入れたらよいのではないのでしょうか。村が自主的に財源を確保できる手段として、有効であると思います。

ふるさと納税は、自治体への寄附を通じて、後に収める税の一部を前払いするというような形で行われ、返礼品を受け取ることができるというお得な制度です。また、返礼品を通し、村の魅力を全国へ伝えられる営業活動としても有効です。令和5年度の実績は、5,759件、1億1,329万円。令和6年度は、米価の高騰を背景に8,211件、約2億1,600万円と約2倍の伸びとなっております。そこで、今回の議会においても、当初1億5,000万円と見込んでいたふるさと納税額が1億円の情報修正となっている、予算書ではなっております。制度上、返礼品と手数料で最大50%の経費が認められており、残り50%が大蔵村の歳入の純増になります。この点からもふるさと納税は歳入増と地域の活性化の両面で重要な施策と言えます。村としてのこれからの見通し、拡充のための計画、戦略を伺います。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） ふるさと納税を増やすには、という伊藤議員の質問にお答えをいたします。

議員からは、村の今後の厳しい財政状況を踏まえ、財源確保の一つの手段としてふるさと納税を拡充していくことについて御提案をいただきました。このふるさと納税は、平成20年5月から開始された地方と都市部の格差是正・人口減少地域における税収減少対応と地方創生を主な目的に創設された制度であります。大蔵村としても制度発足以来、ふるさと納税の確保に努めてまいりましたが、令和6年度に初めて2億円を超えておりますことは、御存じのとおりでございます。

さて、この2億円のふるさと納税の返礼品の申込み品目については、米が約1億7,700万円で81.6%の割合。続いて、最上鴨が約1,900万円で8.8%。次、肘折温泉共通利用券が400万円で1.8%となっている状況です。ここ数年の申込み傾向に変動はありませんが、令和6年度に限っては米への申込みが倍になっております。このことは、マスコミ等でも報道されておりますが、米の価格高騰や米不足といった側面が強く出ており、純粹にふるさと納税の額が増えたという楽観視はできないものと考えております。

そこで、村としてふるさと納税を拡大していくための1点目でございますが、令和6年度からふるさと納税を取り扱うポータルサイトの業者を3社から7社にしております。まずは、目に触れる機会を増やし、間口を広げていくことを目的にしております。また、サイトの利用者からの申込みを増やすために、ふるさと納税の返礼品の種類を増やすことの必要性も感

じております。トマトソースやそばとわさびのセットなどの返礼品もございますが、新たな返礼品は、民間の業者の商品開発といったことも重要になります。ふるさと納税返礼品を提供したい事業者との相談などの支援も行っています。

次に２点目でございますが、都会で暮らす大蔵村出身の方にもPRしていくことの必要性も感じております。先月に行われました東京大蔵会の皆様方との話の中でも、ふるさとのことが知りたい、ふるさと納税にも協力したいとの話もございました。こういった方々を通じてのPRも有効でもあると感じております。また、四ヶ村で行われております田植・稲刈り体験や肘折温泉を訪れる観光客の方々にも大蔵村を知っていただき、応援していただくことも重要であります。

そして３点目ですが、現在、教育委員会で行っております小学生、中学生がそれぞれ授業の一環としてトマト栽培の学習や田植・稲刈り体験、村で行われているイベントへの参加などにより故郷を思う心を育むことが今後のふるさと納税につながっていくものと考えております。

最後に４点目として、企業版ふるさと納税でございます。こちらは返礼品の必要はございませんが、会社等が自治体に寄附をすると税負担が軽減される制度であり、10万円から対象になります。寄附をしたいと考えている事業者から応援したいと思えるような村づくりを進め、寄附枠の増加に努めています。

ふるさと納税は、今は都会に住んでいても、自分を育てくれたふるさとに自分の意思で幾らかでも納税できる制度があってもいいのではないかという問題提起から始まった制度でございます。返礼品による自治体間競争も激しくなっておりますが、今申し上げた制度の趣旨を念頭に置きまして、今後も村全体の利益を創出することとして取り組んでまいりますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げまして、答弁いたします。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○２番（伊藤貴之君） たくさんの返答ありがとうございました。

自治体間の競争が激しくなっているとありますけれども、確かに競争の中で負担が出てくると思うんですけれども、ルールにのっとっていればこういう競争というのは本当に私はいいのかなと思っていますところであります。

それで、再質問とさせていただきますけれども、まず納税額を増やしたいという意味で質問させていただきます。この答弁書にも書いてありますけれども、米が80%以上を占めておりまして根強い人気があることがええます。一方で、大蔵村には、先ほど早坂議員の質問でもいろいろ

ろと大蔵村の特産品の話がありましたけれども、トマトや鴨肉、日本酒など、味に自信のある魅力的な品々がそろっております。実際に口にしていいただければ、納得していただける品質であると考えます。また、肘折温泉の宿泊券もパーセントちょっと伝わりませんけれども、高いリピート率があるようで納税額の底上げに大きく貢献していると思われます。

ふるさと納税には、寄附金の使い道を指定する場合もありまして、その使い道に関しては、村政一般というものへの活用が約9,900万円、教育分野への活用が約6,800万円、環境や景観保全への活用が1,400万円などとなっており、村の他方面の事業に寄与しておると私は思います。こうした実績についても、おかげさまでこの事業ができましたというストーリーを村のホームページとかエックス、旧ツイッターなどで発信することで寄附してくれた方の共感や信頼を得ることができるのではないかと私は考えます。例えば、花火大会の打ち上げへの活用など今はやりの写真映えですね。そういうことをすることなども使って組み込んでいけばいいと私は思います。そして寄附してくれた方は、自分の納税が小さな村の役に立ったという実感を得られれば、継続的な支援にもつながると思います。

それで、村では年に2回、エックスを活用したフォロー&リポストキャンペーンというキャンペーンを実施しておりまして、納税者の獲得に向けて積極的な取組がなされている点は、大変によいと思います。今後さらに納税額を増やすために、こうしたストーリーづくりやさらなるふるさと納税促進の取組の強化、新たな企画の導入など、様々な工夫を重ねていくことが必要だと私は思うのでありますけれども、村としての考えを伺いたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 趣旨としては、私も同じ思いでふるさと納税を有効活用していくことが村の歳入確保になるのではないかなと思ってございます。

それから、使い道についてもそれぞれ指定される寄附者もあるわけで、それについてもしっかりと報告をしていると聞いてございます。やはり本来のふるさと納税から若干逸脱をしていることもこれは否めない事実だと思っております。ですけれども、やはり今大事なのは、いかにして財源を確保するかということから考えれば、財源の確保のためには手っ取り早い、そして、しかも非常に有効性のある手段だと私も理解してございます。

今、言った具体的なことに対しては、担当課長からお答えをさせますのでよろしくお願いいたします。田部井総務課長、お願いいたします。

議長、取り計らいお願いいたします。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、ふるさと納税でございますけれども、今、伊藤議員がおっしゃいましたように、やはり皆さんから応援していただけるようなPRといえますか、PCサイト、ホームページなりSNSなり、そういったものの活用というのは非常に大事なことで、今このところ考えております。

先ほど申し上げましたけれども、やはりエックスを活用したり、フォローアップキャンペーンとか、そういうものも行っていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つ、先ほどPRするとその辺フォローしていただけて、またリピーターを増やしていくという話もありました。ただ、一般のお客様ですね、ふるさと納税のサイトを見て同じような商品を比較して買っているというふうな流れ、ショッピング感覚というのが非常にあって、その辺が競争激化につながっているのかなというところで思ひております。安くすれば寄附金額が減るし、また返礼品の割合を高くすれば増えますけれども、負担は増えるというようないちよつとジレンマに悩んでいるのも事実でございます。

何回も申し上げますけれども、PRとしてSNSやホームページ、PCサイトを使ったPRは、今後とも継続していきたくて思ひております。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 様々な悩みというのはあるもので、それを一つ一つ解決していけるように、一緒に知恵を出し合っていきたいと私は思ひてるところです。

それで、2点目の質問をいたします。品物を増やしたいというところで、質問させていただきます。

ふるさと納税のポータルサイトで大蔵村の返礼品を確認したところ、やっぱり時勢に乗っているお米の人気の非常に高く、多くの品が軒並み品切れとなつておりました。これは全国的に同じだと思うんですけども、特に12月の駆け込み需要が集中する時期においては、冬場に出荷できる農産物が少ないという村の特性から、どうしても保存性の高いお米に頼らざるを得ないという状況になつております。しかしながら、その返礼品の品切れが続くというのは、本来得られたはずの寄附の機会を逃しているとも言えるのではないかと私は思ひます。このような状況を打開するためにも、冬期間にも出せる新たな返礼品の発掘が必要と考へます。冬期間に対応可能な返礼品の開発拡充について、広く村民などからアイディアや商品を集めるような仕組みを設けてはいかがかなと私は思ひますけれども、その辺を問ひたいと思ひます。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、伊藤議員から非常に大事なポイントを質問していただいたと感じております。その辺は、うちの担当部署としてもしっかりと考えているわけであって、先ほども私、申し上げましたけれども、やはりその返礼品の品目、その選定あるいは生産について、しっかりやっぱり対応していかなければなりませんけれども、何せこの雪国でそれに対応するといっても数限られてくるものと思っています。しかしながら、よその市町村のあるいはいろいろな生産地の偽装があるようなことでも困りますので、その辺もしっかりしながら、その点は考えてまいりたいと私なりに思っております。

ただ、最上地域の中で冬場として一番生産量が多いのはキノコということでありますけれども、大蔵村の場合もキノコは若干品種がいろいろ、例えばシイタケとかナメコとか、あるいはその他のものがあるかと思っておりますけれども、そういったものは結構作られてございます。ただ、量的にそんなにまとまるのかなと思うと、それもほとんど農協への出荷、さっきの午前中の早坂議員の質問にもございましたけれども、農協と取引をしている段階の中でロット数に限りがあった場合、農協に系統的に流しているものをそういうことに使ってしまう場合、品切れというところでもどちらもリスクを背負う、そういう心配もございます。その辺についてもしっかり検討しながらやっていかないと、両方ともいい結果に終わらないんじゃないかなと考えてございます。そういうこともいろいろ考慮しながら、その辺は選定をしていかなければならないと思っております。

ただ、加工品については季節を問わないということでございますので、例えばわさびとか、あるいはトマトに関しても、私ども公設民営型で導入した工場、そこで作られているいわゆるケチャップ、いろいろな種類のアラビアータですか、そういう食料品的なもの、そういったものも考えていく必要があるでしょうし、そのほかにも新しいものを伊藤議員がおっしゃっているように作っていくということにも、若干力を注いでいかなければならないのかなという思いもございます。それも行政サイドだけではなくて、やっぱり作り手、農家なり、あるいはいろいろな業者の方々との話し合いも必要になってまいります。そういうことも含めて、今後の課題かと思っておりますけれども、努力してまいりたいと私なりに思っております。

私以上の考え方、あるいは担当課としてしっかりとした形で恐らくお持ちかと思っておりますので、担当課長からも答弁させたいと思います。総務課長、お願いいたします。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは加工品、先ほど村長おっしゃいましたけれども、加工品

やっぱり非常に12月以降となりますと非常に大事なことであります。12月、どうしてもふるさと納税の申告時期前になりまして、駆け込み需要も非常に多くなって、その分、皆さんの御利用も増えてくるというような全体的な流れです。ふるさと納税で申し込まれる全国的な流れでいいますと、大体精肉、鮮魚、果物、そういったものがやっぱり上位、そういうものを抱えている市町村が上位に来ているというような流れです。あと高級品、P Cとかそういった電化製品とかそういうものを持っているところがやはり上位に来ています。ただ、そこでだからって何もしないわけにもいきませんので、加工品のほうを重点的にもし事業者さんのほうから御相談あれば、御支援をしていきたいと考えております。

村としても、返礼品の提供事業者を募集しております。それについては広報おおくらを通じても募集したことがございます。今のところ、大蔵村ふるさと納税事務センターというところにそういったものを委託してやっているところでございます。小額品、例えばそういうロット数が少ないもの、数少ないものでも何とかその辺も事務センターのほうで声がけてお手伝いをするというようなことになっておりますので、そういう事業者さんがいれば、私どもの方に一声情報提供なりしていただければ、事業者さんのほうとおつなぎしてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） ありがとうございます。分かりました。

また今度は、先ほど品物だったんですけれども、今度は出品者を私は増やしたいなと思っております。ふるさと納税の大きな魅力の一つは、村にとっての自主財源が増えることでもありますけれども、それだけではありません。返礼品の提供者、つまり出品者に対しても確実に経済的な恩恵があるという点も見逃せない特徴です。例えば、ふるさと納税による寄附金が1億円あった場合、返礼品の上限は30%となるため、およそ3,000万円が出品者に支払われる計算になります。これは村の人に3,000万円広く行き渡るというか、出品者に行き渡るという話でありますので、村内経済にとっても非常に意義のある資金循環と言えると私は思います。つまり、返礼品を提供する出品者が増えれば増えるほど村内の多くの方に利益が行き渡る仕組みであり、ふるさと納税は村ぐるみの経済振興策として大いに活用できるはずです。そして、自家用に作っている野菜や肘折の朝市で販売されている商品、季節の山菜や加工食品なども一定の品質が確保されていれば、充分魅力的な返礼品となる可能性があります。それを持っている高齢者や小規模農家にとっても新たな収入源となり、地域福祉の観点からも意義ある取組になるのではないのでしょうか。また、出品者が増えれば、今年のような

米不足のときもみんなで出品し合うという形で解消するかもしれません。こうした返礼品の品目拡充や新たな出品者の発掘について、行政としてどのように取り組んでいくお考えか聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、伊藤議員からおっしゃられたこと、全くそのとおりだと私も認識しております。そういったことで、例えばつい最近から出てきたものでは、返礼品としてシャインマスカット、今はやりの。そんなことで大蔵村でもこういった返礼品が出てきたということ、これも先ほど田部井総務課長が申し上げておりました広報なり、いろいろな媒体を通じて村民の方々にふるさと納税の返礼品のところに参加しませんかという、そういったものにきっちりと応募していただいたその結果だと私は捉えてございます。大蔵村でシャインマスカットということで、ちょっとこう首をかしげるかもしれませんが、私は品物さえしっかりしていれば、いろいろなところで新しい特産品が作れるものと思ってございます。特に農産品については、そういう可能性が大きいのではないのでしょうか。そういった意味で、ぜひそんな挑戦をお願いしたいと思っています。例えば、こんなこともしっかりポータルサイトの中で出して、これは写真ですけれども、あるいは村の除雪の状況とか、そういったことも御案内をしながら、目で見えて、そして確かめながら応募できる、そんなことも役場の担当部署としてやっていただいている。そして実際的にそれを事務的なことをやったり、それから返礼品の発送をしたりというのは、その会社のほうに委託をしているということでございます。私もその返礼品については村の収益だけでなく、その出していただけるその生産者の方々、提供者の方々もそういった実績を伴うということに非常に興味といたしましょうか、実益が出るというようなことで関心を寄せております。そういったことで一つの大きな村おこしにもつながっていくわけでありますので、その辺をしっかりとアピールしながら、そして1人だけではなくて何人かまとまれば、さらに品質のよいものが生産をできる。そういう生産組織につながっていけるような形で、それを村が指導していけるようなこと、村だけでなく関連機関と共同しながら指導していける、そんなことにつながっていけばいいなと思っていますところでございます。そういった意味で努力をしてまいりたいと思っています。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 本当に村の経済を良くしたいと思っていますので、一緒に頑張っていきたいと私は思っております。

それで次に、ふるさと納税の側面のつながりという面で質問させていただきます。

ふるさと納税は単に返礼品を受け取ったり、自治体の税収が増えたりするだけの制度ではないと私は考えます。魅力的な返礼品をきっかけに大蔵村を知ってもらう、好きになってもらう、そして実際に足を運んでもらう、ふるさと納税は村との新たな関係性を築く貴重な入り口であり、交流人口の拡大にもつながる可能性を秘めていると思います。持続可能な地域社会の実現に向けて、単なる税収の増加よりも人とのつながりや関係人口の拡大に私は本当は意義があるものだと考えております。特に大蔵村のように人口が減少している地域にとっては、外からの関心や関わりを呼び込む仕掛けとして、ふるさと納税は大きな可能性を持っております。

そこで、税収増にとどまらず、人とのつながりを増やす制度としての活用について村としての御見解をお聞かせ願います。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） まさに今、伊藤議員が言われたようなことを国としても目ざとく、何とかしていかなければならないということに踏み切っているようであります。

これは、昨日6月4日、2025年の山新の記事でございました。ふるさと住民制度創設という新しい制度を発足させる予定でございます。これ25年の中で発足をさせて実行に移すというようなことを取り決めがあるようであります。どんな内容かということ、仕事や趣味などで継続的に居住地以外の地域に関わる関係人口を増やすため、自治体がかうした人をふるさと住民として登録する制度を創設して、これを10年で1,000万人を超すという目標値を設定して進めていくようでございます。ふるさと住民というのは観光のリピーター、あるいはふるさと納税の寄附者、あるいはそういった方々がスマートフォンアプリを通じて申請するものであって、自治体が発行して、そしてそれを認めて、居住地は持たなくとも準大蔵村民という形で、あるいはこれが2か所、3か所あってもいいんですけれども、1人の人がそんな形で登録をしてその地域と都会と田舎、都会と地方という関係をさらに平準化を図っていくということを目的にしている制度のようであります。

これも大きくふるさと納税に関わるような形の中で進めていく、そういうことを国も計画をしているようであります。こういった情報を少しでも早く村として理解をして、そしてそれを活用しながら、こういう制度にできるだけ早くこう参画していければなと思ってございます。

今回、皆様方の念願でありました地域おこし協力隊もいらっしゃって、しかもいろいろな形

で活躍もされてきた方でございます、現場主義ということで、肘折、四ヶ村、あるいは清水の中で合海の中でというようなことで、いろいろなことに挑戦をされているようであります。非常に期待感が持てる方ですので、そういった方々のネットワークを使いながら、さらに大蔵村にそういう方々が来ていただけるように、なおかつ一般国民の方々がそんな形で少しでもこの自然豊かな、そして地域資源の豊かな大蔵村に来ていただけるように、その輪を広げていければと考えています。これは今のところ私の構想でありますけれども、私ども役場職員、担当課も含めて同じ思いだと感じておりますので、ぜひ伊藤議員からも情報提供、あるいはいろいろな形で御指導をお願いしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） その制度ですけれども、増やせるように本当に頑張っていきたいですね。本当にもう話しているだけで楽しそうな感じが私はするんですけれども。

あとは、最後に触れていましたけれども、企業版のふるさと納税についても質問があります。企業版のふるさと納税の仕組みは、大蔵村では令和6年度の実績が1件の10万円と非常に少ない状況です。これは全国的に見てもまだまだ伸び代のある分野でありまして、知恵を出せば、必ず拡大できる可能性があると考えます。企業版ふるさと納税には、税制上の優遇措置もあるため、村にゆかりのある企業やこれまで関わりのあった企業に対して、積極的に働きかけていくことが重要ではないでしょうか。そこで、企業版ふるさと納税の拡充に向けて、村としての戦略を立てていくべきだと私は思うんですけれども、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今の伊藤議員の話ですと、企業版ふるさと納税1件だけということですが、けれども、年度によってちょっと説明させていただきます。令和4年度で1件ということ、令和5年でも1件、6年度にも1件ということで、10万円以上ということですので、その金額を頂いております。金額はあえて申し上げません。これも私は大事なことだと思っています。魅力があるから寄附をするということ、それもあるかと思いますけれども、まずは大蔵村との関係ですよね。関係がどのくらいあるのか。それが非常に重要な点になってくると思っております。

例えば今、大蔵村で発電をしていますその関連会社、いわゆる大蔵村の中だと、それが効果を発揮しないわけですから、よその市町村から頂くことがこの企業版ふるさと納税の利点な

わけですね。そうしたことによって、とにかくこの発電に関わっている方々から頂けるようなことできないだろうかということも合わせて、その発電の周知も全国に広げていけるようなそんな感じがまずは窓口として、とっかかりとして、私は攻めていく一つのきっかけかなと捉えてございます。そういうことで大蔵村との関わりがどのような形であるのか、それをまず関係をしっかり見極めながら、そういう要請というんでしょうかね。していただけないだろうかというアピールですね。そのことをしっかりやっていけばいいのかなと。どっちかといえば、今までは来ることばかりを待っていた、こちらから積極的に働きかけをするということも大事なのかなと私なりに考えてございます。

この辺についても担当課の思いがあると思いますので、担当課長からお話をお聞きしたいと思っています。じゃあ担当課長から答えさせます。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 企業版ふるさと納税でございますけれども、基本的にはその寄附した額の9割が税のほうが控除になるという制度でございます。ただ、その金額についても、その企業によって様々なことがありまして、必ず9割というわけにはいかないということでございます。それで、この企業版ふるさと納税をどうやって増やしていくのかというと、先ほど村長のほうが関係のある企業にお願いするというお話もございました。ただ、やはり我々として事務のほうとしては、大蔵村を応援していただくような事業がこういうのがありますよといった形をホームページなり、あとはマッチングサイトというものがありますので、そちらのほうに登録して集めていくという方法も考えられるのではないかと今のところ検討している状況でございます。国のほうでやっているサイトでございますので、その辺の活用を含めながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお聞きしたいと思っています。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 企業版は本当にうまくするとと言うと失礼ですけれども、多額になる可能性もありますので、ぜひ努力していただきたいと思います。

それで結びですけれども、最初にも述べましたけれども、ふるさと納税の返礼品に係る費用は、手数料と返礼品代を合わせて寄附額の50%以内に納めなければならないというルールがあります。しかし、例えばSNSで返礼品を個人的に紹介したり、レビューを書き込んでもらったりするような取組に関しては、その50%の経費には含まれないということもあります。さらに、それでもって高い宣伝効果も期待できます。こうした情報発信にたけた職員の方も

いらっしやると思います。ぜひ、自由な発想でアイディアを出し合って、より多くの方に注目されるよう工夫を重ねていただきたいと思います。

また、ふるさと納税に関する業務は、現在、総務課が主体となっていると思いますけれども、返礼品の内容に関しては産業振興課、また納税となれば住民税務課とも深く関係していると思います。今後は課を横断して連携を図って、一体となって魅力的なふるさと納税の仕組みを構築していただきたいと願っております。もちろん、ふるさと納税に過度に依存するのは危険だと思います。しかし、厳しい財政状況の中で少しでも好転のきっかけとなり、行く行くは財政の健全化につながるような一助になることを期待しております。

今後ますます深刻化する財政状況を見据えると、ふるさと納税の強化は単なる自主財源の確保にとどまらず、村の未来を切り開くための重要な取組であると私は考えます。寄附者との継続的な関係構築、地域経済の波及効果、住民の参加の促進など多方面な効果を視野に入れて、村としての明確な方針と戦略を持って力強く推進していただくよう期待を込めて、質問を終わります。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 伊藤議員からは、最後の締めとしていろいろな貴重なことを御発言いただきました。そのことについては、役場、課を横断して、今おっしゃられたように検討していかなければならないと思っています。

一つ参考までに、この前の総務省の次官クラスの方が私どもの県の町村会の講師になっておいでいただきました。その方にすれば、確かにふるさと納税は、地方にとっては貴重な財源となっているかもしれないということ、その思いで総務省では作ったんだけどもということで、今後その趣旨があまりにもかけ離れた形でその事業が実施されているということで、変わるいいのでしょうか。ショッピング的な考えから、こう変わっていくような大きく変わることも視野に入れていかなければならないという注意といいのでしょうか、喚起といいのでしょうか、そういう話もございました。本来であれば、やはり故郷を支援するというような純粋な気持ちの中で、しっかりとしたお互いさまということを尊重し合いながら、この事業がさらに盛んになっていかなければならないのではないかと思いますけれども、その辺がなかなか難しいんだろうなと思ってございます。そういったことで、国にも今までもいろいろな形でメスが入ったわけでありましてけれども、さらにメスが入るかもしれないという情報だけお伝えしておきたいと思います。以上です。（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（佐藤 勝君） ここで休憩いたします。

再開は１時５０分とします。

午後１時４０分 休憩

午後１時５０分 再開

○議長（佐藤 勝君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

３番須藤敏彦議員。

〔３番 須藤敏彦君 登壇〕

○３番（須藤敏彦君） 午後から質問よろしくお願ひします。

豊牧小坂野地区地すべり対策施設の維持管理の進展は、質問相手、村長。

令和５年度の６月定例会において豊牧小坂野地区地すべり維持管理の今後の対応ということで一般質問しました。その年の８月に中央要望があり、村からの重要な要件として村長はじめ議員全員が県選出の国会議員、国土交通省砂防部長に現状を説明し、維持管理の予算拡大を強くお願いしたところが、現在、各施設の維持管理は国から県へ移管しているので、予算も県の考え方にあるのではないかと説明されました。

各施設は年々危険度が高くなり、令和５年及び今年の春には、深さ１５メートル、直径３．５メートルの集水井の排水管が詰まり、満タンの状態、今回で３回目であります。排水路の下流部は、地域住民が草刈などで管理しているが、上流部は倒木と草で現在水路が見えず、ダムの状態がある。

また、集水井の場所が確認できない状態、近年、大雨による大災害が頻発していることを鑑みると、地域住民が非常に危険な状態にあると認識しています。

県は、各区域に巡視員を委嘱し、施設の定期的な巡回管理をしているとのことであるが、巡視員から県へどのような報告がなされているのか。また、どの程度の問題意識を共有しているのか。早急に今後の対応を村と地域住民代表が県へ直接要望することが有効と考えるが、村長の考えを伺いたい。お願ひします。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 豊牧小坂野地区地すべり対策施設の維持管理の進展は、という須藤議員の御質問にお答えいたします。

豊牧小坂野地区の地すべり対策施設の維持管理については、令和５年６月の定例会でも答弁させていただきました。

山形県で指定する村内の地すべり防止区域は、議員御存じのとおり県が委嘱した11名の地すべり急傾斜地等巡視員が配置されています。豊牧地区地すべり防止区域に関しましては、豊牧地区、横道地区、里道・沼の台・高森地区、平林・平林山・小坂野地区の4ブロックに分けられ、各ブロックに1名の地すべり巡視員が配置されています。

巡視員の主な活動は、定期的に担当区域内を巡回し、原則月1回施設の破損や地すべりの兆候がないかなどを確認し、最上総合支庁建設部に書面で報告することです。報告を受けた内容は、担当である河川砂防課内で情報を共有し、地すべりの前兆現象などの緊急性を要する報告については、速やかに現地調査を行い対応しています。

しかしながら、最上管内で県が管理する砂防関係施設は、現在、砂防386か所、地すべり28か所、急傾斜67か所存在しますが、これらの施設の維持管理予算は令和7年度で1,000万円弱と少額であるため、草刈りなどの管理業務や緊急度の低い施設修繕などは予算の課題もあり、対応が難しい状況にあります。県としては、効率的な管理方法に努めていくとともに、管理費の増額についても主管課に要求していくとのごことでございます。

さて、昨年7月に議員の皆様と共に道路整備や農業支援、地すべり関連といった7項目について県選出の国会議員、国土交通省砂防部長に対し要望活動を行いました。中央要望については、地方自治体の財政状況や地域課題の解決、さらには国の政策決定に影響を与えるという点において非常に重要な意味があります。長年の要望活動が実を結び、制度化が実現することでもありますので、国に対する要望活動の重要性についても御理解いただきたく存じます。

豊牧地区の地すべり対策事業は、長い年月と莫大な事業費を投じて整備され、地域住民の安全・安心な暮らしを保障してきました。施設の維持管理の重要性については十分認識しており、そのことは毎年開催している最上総合支庁との意見交換会の場において支庁長や建設部長にお話ししておりますが、地域の実情を直接県に伝える上では、地域の代表が要望することも有効な手だてだと考えます。

今後も地域の安全を確保し、安心して住民が暮らせるよう地域住民の意見や要望をしっかりと県に伝えてまいりますので、議員の皆様方、そして地域の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（佐藤 勝君） 須藤敏彦君。

○3番（須藤敏彦君） 今回は、2度目の再質問ということで、ちょうど2年前に質問した事項であります。去年の7月の豪雨、今年の雪解け、皆さんに資料を配っていると思いますが、こ

ういう集水井の周りが陥没ということで、ここ3年くらい私がここ稲刈りでやっているところです。今年の春の雪解けでこんな状態になっているものだから、ちょっとまずいんじゃないかなと思っていろいろ工面しながら、今までの経緯も2年間というのはどういうふうに、お願いはしていたけれども、村長も中央要望に行って一生懸命お願いもしているのも分かります。

それで、5月の田植過ぎに四ヶ村、柳渕辺り全部歩けるところは回って見て、県の施設ですか、いろいろ林野庁とか農林省とか様々な施設で工事をやっていると思いますので見ながら。四ヶ村地区は、豊牧地区かな。国交省で77基という集水井が100基以上はあるんじゃないかなと感じたところです。そこで入っていけないという危険な状態。豊牧地区もずっと聞きながら行ったけれども、1人では無理だと思って戻ってきました。そういう箇所が80%以上もあるぐらいです。田んぼで地元住民が草刈りしたり何したり管理しているところは、やっぱりきれいになっているところもあります。でも、ちょっと入っていけば、巡視員の方にも何回も話を聞いたりして、やり取りも聞いています。そこで行ってもやっぱり入っていけないよって。様々に入っていけないぐらい、報告さえできない状態になっているんだということは事実です。

それで、これからどうしてこういう施設をしていかないのかなということで、今回まず1回の質問というか、3年前の集水井が排水管が詰まり、村のど真ん中の集水井だから、みんな心配しているものだから、そこで令和5年度の定例会で私が質問したけれども、むしろ施設の災害が原因にならないかと地域住民は心配している。集水井に排水スライムというか泥が付着して、たまって排水管の上まで付着しているのではないかとということを皆さん言っているわけです。それでやっぱり下のほうから排水は通すけれども、一瞬的なものなんですよ。ホースでただ突っ込んでいるだけで、そんなことをやっても、やっぱり全然スライムというか泥を上げないと対応とらないんではないかなと。毎年こんなことをやっているんではないかなと。その辺どういうふうに、前回は質問したけれども、いろいろ話をしていると思いますが、どういふふうに対応しますか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 須藤議員からは、この写真を見せていただいて、本当に大変な状況になっているなと感じたのが実感でございます。元直轄で整備をしていただいた施設のところには、危険で入っていけないという状況である。やはりこの状況を去年も県を飛ばした形の中で、直接国のほうに要望をしたわけでありましてけれども、直轄から移管になって、今は県の管理下でございます。そういったことで県のほうにということは分かっているながら、国のほうに行ったということは、議員にも私何回も説明しましたけれども、制度改正が行われない限りこの問題

というのは解決しないんだろうなと思ってございます。といいますのは、1回目の質問でも答弁されてございますけれども、山形県の中の最上地方、この中で67か所の急傾斜地、それから地すべり28か所、砂防が386か所、この全ての維持管理予算というんでしょうか、それがたかだか1,000万円なわけですよ。県としての予算の配分は。これでは到底、維持管理ということではなくて各地域に巡視員を置いているその方々の手当、あるいはちょっとした工事ぐらいしかできないということは、誰しもが分かる状況であります。そういったことですので、これではちが明かないということで、直接砂防部長あるいは県選出の国会議員の先生方にその現状を訴えて、制度改正からやっていかなければならないだろうという思いで、昨年度も行っていただきました。でも、手応えはあるんです。というのは、以前にもいろいろな形の中で非常に地元としては困っていたことが長年の要望活動を経て、そして制度改正で救われたということもありますし、いろいろな今までの積み重ねがそういういい方向に行っているわけであります。

ただ、今回の場合は、何十年としてきた国土交通省、あるいは林野庁の直轄事業が終了して、今度は県にその施設を移管しますよということになったわけですので、やはり責任は県にある。ですけれども、土台から国から来るお金が少ないものですから、県としては配分のしようがないというのが理由でございます。

それで、私たちが口を酸っぱくして県や国に行くのもいいんですけども、今回須藤議員の提案のとおり県のほうに地元の皆様方と一緒にいくというのも1回目の答弁で答えているとおりそれもありかなという考えでございます。いろいろな案を詰めながら、練りながらそういった形で県のほうで受け入れていただけるということであれば、村としてその交渉の窓口として進めてまいりたいと思ってございます。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 須藤敏彦君。

○3番（須藤敏彦君） 私も一緒に砂防部長とかにお願いして、砂防部長はやっぱり移管したんだから、ある程度県のほうに予算は行っているよというそういう話もしてくれるんですね。いろいろなアイディアも教えながら。だから、県で動かない限り、県の部長さんたちが動かなければ、こういう事業というのは規模がでか過ぎて動かないんじゃないかなと私も感じているわけです。だからやっぱりそういうものをこれから地区の皆さんと考えながら、私もそういう考えでおりますが、その規模というか、皆さんやはり年代というか、移管になってもう10年、その前からということは、そこに詳しい人たちがいなくなるから、なかなか進んでいかないのかなということも見受けられることもあるわけで、でもそんなこと言ってられない。あれだけの規模で事業をしているものだから、相当何か去年みたいな大雨がもう少し南下していたら、酒

田あの辺通ったらしいけれども、もうちょっと南下していたら、まともに受けたんではないかなとそんな心配もしながらいるわけです。やっぱりこういう施設をどういうふうにして、作ってもらったのはいいが、それを修繕、管理していかないと。相当危険なことが起きてくるような現状です。

そこでやっぱりさっきも言った県が管理の施設ではあるが、その施設の周辺に住んでいるのは大蔵村民、県の管理下でも村民が今後、村としても村長今申しましたけれども、上層部にお願いして、ただお願いするといっても、前回の私の質問に答えて連絡協議会などをつくって、住民の声をつないでいくみたいな見解がありましたけれども、それどうなったんでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） そういうこともありますので、担当課長に答弁をさせたいと思います。

国のほうだといっても、主管が県になっていますので県が窓口。今回の質問に当たっても、村単独で答えられること、県に対してお願いして県の見解ということも含めて、ここに答弁させていただいております。その辺のところは慎重を期しないと、後からいろいろな問題になっても大変なことですし、そういうふうにして逐一県のほうにいろいろな情報をつなぎながら、お互いに協力し合って、住民の安心安全を守っていこうとしているわけでございます。その辺も理解いただきながらということで、担当課長から協議会のほうにお話しいただけるものと思っております。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 協議会というか、令和5年度に地すべり防止における意見交換会の場を最上総合支庁のほうで実施しております。これにつきましては、直轄事業により施設整備された本村の豊牧地区、戸沢村・平根地区、黒淵地区に配置されている地すべり巡視員と市町村担当者、総合支庁河川砂防課の砂防地すべりの担当者との意見交換の場が開催されております。

令和6年度につきましては、7月に豪雨災害があったということで、こちらは開催できませんでしたが、今年度も巡視員のほかに須藤議員のような地域の実情に精通された方の出席もできるような形で県のほうに働きかけたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤 勝君） 須藤敏彦君。

○3番（須藤敏彦君） そういう協議会をつくってやっぱり行かないと、ただ個人がお願いしてもなかなか進んでいかないと思いますので、巡視員の方の意見ってそういうやり取りは、どう

いうやり取りになっているのでしょうか、県と。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） こちらは、意見交換会での場での話ということでよろしいでしょうか。（「内容的なこと」の声あり）意見交換会では、地すべり施設のほうにつきまして、今は現状ということでの話合いということで、内容につきましては、やはり排水路の奥の部分のほうが繁茂していて中に入れないとか、あとは集水井のほうの井戸から水が出てこないような状況ですとか、集水井の周りの整備がなされていないとかいろいろ柵が壊れている、破損しているというふうな様々な意見が寄せられております。それに対して河川砂防課のほうで対応できる部分と現在維持管理予算の中ではなかなか対応できないという現状もお話しされております。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 須藤敏彦君。

○3番（須藤敏彦君） お答えの中で地すべり前兆現象などの緊急性を要する報告については、速やかに現地調査を行い、対応したいとなっているけれども、入っていけない。どうやって対応というのはするのかなという疑問点も私にはあるんですよね。入っていけないのに何で対応する、その辺どういう話合いになっていますか。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） こちらにつきましては、地元の方が排水の部分が破損しているとか除草した際に連絡をいただいております。やはり除草とか刈払いが行われていなくて入れない箇所については、情報提供もなされていないわけですがけれども、そういった部分については県のほうにお願いして、今後調査していただくなどの方法を取るしかないかと思われます。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 須藤敏彦君。

○3番（須藤敏彦君） やっぱりそういう入っていけないところが半分以上だと思いますので、その辺をこれから村としてどういうふうに、地元も交えながらいかないとまずいと思います。最上の総合支庁もいいけれども、その上の段階という人たちには直接そんな意見を話したことがありますか。まず、建設部長と砂防部長、どういう県のあれだか分からないけれども。そういう話合いというのは、ありましたか。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） こちらのほうは、私どものほうでは、最上総合支庁長まではお話はしております。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 須藤敏彦君。

○3番（須藤敏彦君） やはりなかなかそうならば、県の職員だって3年ならば替われれば、また考えも違ってくるし、様々あると思いますので、やはり地域の人たちもお願いに行きますので、やはり上層部に行って、はっきり現状を伝えて何とかしてもらわないと、大きな災害に発展すると私は確信しているのです。

そういうことで、前回も質問しましたからあまり村長も中央要望で内容的なことも説明してくれたので、それ以上はあまり私も言いたくありませんので、今後やはり組織というさっき言った組織をつくって、上層部をお願いに行くというのが一番いいのではないかと考えています。そうでなければ、単にさっきも言いましたけれども、総合支庁の担当者が3年したら、また3年で替わると、6年とか7年とかすぐになってしまうわけですね。何ぼやりたくても替わってしまえば。報告はなっていると思うけれども、上のほうに現状をしっかりと伝えていかないと、10年、20年ならば集水井の何年の耐用年数が分からないけれども、水質によっては多分腐って陥没状態がぞくぞく出てくる可能性もあると思いますので、そういうことで県の上層部をお願いに行ったほうがいいのではないかと私は思います。

○議長（佐藤 勝君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 繰り返しになろうかと思えますけれども、私が先ほど申し上げたとおり、まずはそういった現場に精通されている須藤議員をはじめとして地元の皆様方、あるいは巡視員とかそういう方々を伴って、まずは総合支庁のほうにということだろうと思います。総合支庁の意見を聞きながら、必要であれば県庁のほうに、県の整備部長にという形で駒を進めていけるようにこの要望会が計画できればいいのかなと私の腹積もりとしては、ぜひ今年当たりそのような形で行けるように段取りを組みたいと思っております。その際には、御協力をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 須藤敏彦君。

○3番（須藤敏彦君） そのような方向でよろしく願います。では、質問を終わります。

○議長（佐藤 勝君） 以上で一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、6月6日午前10時より開会いたしますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時00分 散会

令和 7 年 6 月 6 日（金曜日）

第 2 回 大蔵村議会定例会会議録
(第 2 日目)

令和7年6月6日（金曜日）

出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	伊藤貴之君
3番	須藤敏彦君	4番	海藤邦夫君
5番	八鍬信一君	6番	加藤忠己君
7番	佐藤雅之君	8番	斉藤光雄君
9番	鈴木君徳君	10番	佐藤勝君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	越後享君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	田部井英俊君
住民税務課長	岡部雅人君
健康福祉課長	中島輝美君
診療所事務長	
産業振興課長	若槻寛君
地域整備課長	早坂健司君
会計管理者	鳴海由紀子君
危機管理室長	佐藤克也君
デジタル推進室長	
教育課長	羽賀明美君
総務課課長補佐	門脇毅君
産業振興課課長補佐	八鍬充教君
産業振興課課長補佐	井上沙織君
地域整備課課長補佐	今井啓之君

地域整備課課長補佐	三 原 伸 也 君
教 育 課 課 長 補 佐	八 鋏 弘 君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐 藤 信 一 君
-------------	-----------

議事日程 第2号

令和7年6月6日（金曜日） 午前10時00分 開議

第 1 常任委員会付託案件審議

請願第3号 ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの即時完全な停戦等の実現を求める国への意見書採択を求める請願

第 2 議第40号 大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第 3 議第41号 大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 4 議第42号 大蔵村議会議員及び大蔵村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 5 議第43号 ローター除雪車（2.2m級）の購入契約について

第 6 議第44号 令和7度大蔵村一般会計補正予算（第2号）

第 7 議第45号 令和7年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第 8 議第46号 令和7年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第1号）

第 9 議第47号 令和7年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第1号）

第10 議第48号 令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第1号）

第11 議第49号 令和7年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第1号）

第12 発議第3号 ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの即時完全な停戦等の実現を求める国への意見書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（佐藤 勝君） 皆さん、おはようございます。

昨日は4名の方の一般質問、誠に御苦労さまでした。

また、大蔵小学校6年生の皆さんが傍聴に来ていただきまして、少しでも議会や行政に興味を持っていただけたらありがたいなと思っております。

ただいまの出席議員数は10名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 常任委員会付託案件の審議

請願第3号 ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの即時完全な
停戦等の実現を求める国への意見書採択を求める請願

○議長（佐藤 勝君） 日程第1、常任委員会付託案件の審議に入ります。

請願第3号ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの即時完全な停戦等の実現を求める国への意見書採択を求める請願を議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、須藤敏彦君。

○3番（須藤敏彦君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

審査した月日、6月5日。

事件番号、請願第3号。

請願書、ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの即時完全な停戦等の実現を求める国への意見書採択を求める請願。

請願者、最上郡真室川町大字新町123。新庄最上母親連絡会、伊藤富美江。

慎重に審査した結果、本請願は、世界的な武力衝突により多数の民間人が犠牲となり、人道的危機が深刻化している現状に対し、即時停戦と人道支援の実現を国に求めるものです。平和都市宣言を掲げる本村としても、戦争のない世界の実現を希求する姿勢は共有すべきであり、人命尊重と国際法の遵守という観点からも意義ある内容と判断し、採択すべきものとする。

審査結果、採択すべき。

以上で報告を終わります。

○議長（佐藤 勝君） 報告が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本請願は、委員長報告のとおり採択とすることに決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本請願は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

日程第2 議第40号 大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐藤 勝君） 日程第2、議第40号大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆さん、おはようございます。

昨日、本会議、一般質問、御苦労さまでございました。今日一日もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議案の提案理由を申し上げます。

議第40号大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、国民健康保険事業の安定した財政運営を図るため、保険税率等の改正をするものでございます。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 岡部住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。岡部住民税務課長。

○住民税務課長（岡部雅人君） 議第40号大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

大蔵村国民健康保険税条例（昭和41年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、過日、議員全員協議会で説明させていただきましたので、改正文の読み上げについては割愛させていただきます。

次のページの附則から読み上げます。

附則第1項、施行期日。

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大蔵村国民健康保険税条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は令和7年4月1日から適用する。

第2項、適用区分。

改正後の条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和7年6月5日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 一納税制としては引上げということで、なかなか納得できない部分もあるんですが、この間の村の努力、基金を活用したということも含めて去年から値上げには転じましたけれども、この2年間基金を活用したということは大いに評価できると思いますので、私としては、総合的にはその方法なのかなと思います。将来的には、県全体で統合されるということであると思うので、そういったところに向けて、引き続き過度な負担にはならないようにそこは配慮してもらっていると思いますが、お願いしたいのが一つですが、去年から値上げは始まっているんですが、今年度もこういう形で値上げするという中で、できれば広報等で基金をこれまでこういうふうに活用しましたと。でも、やはりいろいろな必要性があるので、これだけの時間を求めますという形で、より丁寧な説明が必要かと思うんですが、その点どうでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 岡部住民税務課長。

○住民税務課長（岡部雅人君） 今、佐藤議員からありましたように、周知というのは大変重要なことだと考えております。特に今回につきましては、ここ数年から見ますと急激にちょっと保険税が上がることになりますので、今回7月に納税通知書を発行するわけですが、その中にそういった周知の文書のほうを入れる予定で今計画しております。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） どうもありがとうございます。

単に変更しましたという通知だけじゃなくて、その背景も含めたものを出すという話でしたので了解しました。ありがとうございます。

○議長（佐藤 勝君） よろしいですか。ほかにありませんか。伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） これに関しては、構造上、退職者の人とあとは自営業者みたいな格好になっておりまして、自営業者は年のいった人もいますけれども、若い人も私含めてですけども、いるわけでありまして。そうすると、どうしたってやっぱり年いった人のほうが健康に不安があるわけでありまして。そうすると、構造上、その若い自営業者が、退職した体のよくない年寄りの人を支えるという格好になってくると思うので、ぜひやっぱり健康福祉課のほうでも健康に対する増進のほうもなお一層進めていただきたいと私思いますので、その辺一緒になって考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤 勝君） 岡部住民税務課長。

○住民税務課長（岡部雅人君） 今、伊藤議員からありましたように、やはり医療費を抑えるためということもありますので、そういった取組が非常に重要だということを承知しております。そして、そういった取組につきましては、補助というか、県、国のほうから支援もありますので、そういったことを積極的に取り組むよう、今いろいろと先ほどありましたように健康福祉課のほうとも協力し合いながら、今、計画いろいろしておりますので、今後ともそういったことに取り組みたいと考えております。以上になります。

○議長（佐藤 勝君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）質疑はないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第41号 大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐藤 勝君） 日程第3、議第41号大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第41号大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、本村の特別職の職員のうち選挙に関わる特別職の報酬を改定する必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第41号大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

大蔵村特別職の職員の給与に関する条例（昭和47年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、過日、全員協議会で説明いたしましたので、省略させていただきますと思います。

それでは附則になります。

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年6月5日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑はないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐藤 勝君） 日程第4、議第42号大蔵村議会議員及び大蔵村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第42号大蔵村議会議員の選挙及び大蔵村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、一部の費用について改定する必要があるので、条例の一部を改正するものでございます。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第42号大蔵村議会議員及び大蔵村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村議会議員及び大蔵村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村議会議員及び大蔵村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例。

大蔵村議会議員及び大蔵村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中、7円73銭を8円38銭に改める。

第11条中、541円31銭を586円88銭に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

令和7年6月5日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑はないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第43号 ロータリ除雪車（2.2m級）の購入契約について

○議長（佐藤 勝君） 日程第5、議第43号ロータリ除雪車（2.2m級）の購入契約についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第43号ロータリ除雪車の購入契約について。

この議案は、去る令和7年5月16日に入札を執行した結果、山形市大字十文字1128番地の1、昭和建機株式会社、代表取締役石川 清とロータリ除雪車（2.2m級）の購入に係る仮契約を行ったものでございます。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第43号ロータリ除雪車（2.2m級）の購入契約について。

次のとおりロータリ除雪車（2.2m級）の購入契約をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1、契約の目的、ロータリ除雪車（2.2m級）1台の購入。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、5,918万円。
- 4、契約の相手方、山形県山形市大字十文字1128番地1、昭和建機株式会社、代表取締役石川 清。

令和7年6月5日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 全協のときもちよっと話したんですが、ロータリ車を買うに当たって安全のことなんですが、かつて痛ましい事故が起きましたが、その教訓としてこれがあるから防げるというものではないですが、バックモニターですとか証拠としてのドライブレコーダ

一、こういったものの装備ということが当時も話題になったと思うんですが、今回それはどうなっているのか、全協でちょっと明確な話がなかったんですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） そちらの御質問につきましては、後方カメラ、ドライブレコーダー、そういったものは仕様上つけているようにしております。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） つけてあるということですね。あと安全装置はどうでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） そちらのほうもついております。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 斉藤光雄君。

○8番（斉藤光雄君） 斉藤です。どうぞよろしくお願いします。

安全装置ですけれども、以前、村長、全部遺族の方にも言ったと思いますけれども、それで全部つけると、今既存のやつにもということで、それ既存のやつも全部ついて完了しているのでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） そちらにつきましては、地域整備課長のほうにお願いしたいと思っています。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 安全装置につきましては、令和3年の際に試験的に装置のほうをつけまして、その後、令和5年度からの購入分につけておりますので、ロータリ除雪車全10台のうち、今現在つけてあるのは3台となっております。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 斉藤光雄君。

○8番（斉藤光雄君） やはりああいう事故が痛ましい事故が起きまして、あのとき全部つけると村長明言したはずですがけれども、やはりまだああいう事故が起きかねないこともあります。後でまたつけておけばよかったとか、そういうことになりますから、ぜひ明言実行でお願いしたいと思います。

それと、この契約の金額ですがけれども、当初の予定金額どのぐらいだったのですか。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） すみません、今現在ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。以上です。

○議長（佐藤 勝君） よろしいですか。ほかにないですか。伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 今回、その6,000万円弱ということですからかなり高額であるなと思いますけれども、物価高騰のあおりとかがあって、先ほど斉藤議員からもありましたけれども、当初の予算というよりも何年か前と比較して同じスペックのやつが大体何割ぐらい上がったとかというのがもし分かれば、教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） そちらにつきましては、何%という正確な数値は出てきませんが、以前はやっぱり3,000万円台で購入できたとありました。今の状況から考えると、倍近くの金額になっているということでございます。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） やはりだんだん壊れてくるとか、古くなってくれば更新しなければならないということはあると思うんですけども、これからの更新の見通しというのは、何年か後に何台ぐらいというのを教えていただければと思います。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） そちらにつきましては、地域整備課長のほうにお願いしたいと思います。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 除雪機械は全部で15台、除雪機械のほうは全部でロータリ除雪車10台、除雪ドーザのほうが5台ということで15台でございます。県のほうである一定の基準がございますので、それと除雪車自体の老朽化の度合いを見ながらという更新になりますけれども、今現在は古いものから順にという形で取っているんですが、アワーメーターの稼働状況等を加味しながら、毎年1台ずつ更新していきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤 勝君） よろしいですか。ほかに質疑ないですか。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 先ほど斉藤議員のほうからありました予定金額なんですが、設計金額で6,843万3,200円となっております。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 斉藤議員よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにないですか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第44号 令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第6、議第44号令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第44号令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第2号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に2億3,870万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ50億5,330万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、補正予算書の2ページをお開きください。

議第44号令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第2号）。

令和7年度大蔵村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,870万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億5,330万円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、8ページをお開きください。

歳入でございます。

12款分担金及び負担金2項分担金1目災害復旧費分担金4,000円。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1,262万6,000円。

15款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金5万1,000円。4目農林水産業費県補助金2,216万円。8目災害復旧費県補助金1,495万5,000円。

3項委託金1目総務費委託金122万2,000円。

16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金5万円。

17款 1 項 寄附金 1 目 一般寄附金 1 億円。

18款 繰入金 1 項 基金繰入金。

次のページをお開きください。

1 目 財政調整基金繰入金 2,292万8,000円の減。 4 目 ふるさと大蔵村応援基金繰入金 1 億円。

20款 諸収入 4 項 5 目 雑入 1,056万円。

次のページをお開きください。

歳出になります。

1 款 1 項 1 目 議会費 2 万6,000円。

2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 135万4,000円の減。 3 目 財政管理費 1 億円。 6 目 企画費 5,506万2,000円。 7 目 地域振興費 368万7,000円。

次のページをお開きください。

9 目 村営バス事業費 44万9,000円。 10 目 情報通信基盤施設管理事業費 1,070万円。 11 目 諸費 48万4,000円。 12 目 庁舎建設費 122万2,000円。

2 項 徴税費 1 目 税務総務費 119万円。

3 項 1 目 戸籍住民基本台帳費 64万6,000円の減。

次のページをお開きください。

4 項 選挙費 3 目 参議院議員選挙費 23万1,000円。

5 項 統計調査費 2 目 統計調査費 98万6,000円。

○健康福祉課長（中島輝美君） 3 款 民生費 1 項 社会福祉費 1 目 社会福祉総務費 1,407万6,000円。

次のページをお開きください。

3 目 老人福祉費 8 万1,000円。 5 目 国民健康保険費 2 万9,000円の減。

2 項 児童福祉費 1 目 児童福祉総務費 558万8,000円の減。 2 目 児童福祉施設費 3 万円の減。

4 款 衛生費 1 項 保健衛生費 1 目 保健衛生総務費 203万6,000円。

次のページをお開きください。

3 項 1 目 簡易水道費 62万7,000円。

○産業振興課長（若槻 寛君） 6 款 農林水産業費 1 項 農業費 1 目 農業委員会費 6 万円。 2 目 農業総務費 141万7,000円の減。 3 目 農業振興費 2,633万3,000円。

次のページをお開きください。

7 款 1 項 商工費 1 目 商工総務費 226万3,000円。 3 目 観光費 170万円。

2 項 1 目 地域活性化促進費 148万5,000円。

次のページをお開きください。

○地域整備課長（早坂健司君） 8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費 2万5,000円。

2項土木橋梁費 2目道路維持費184万9,000円。 3目道路新設改良費807万6,000千円。 4目橋梁維持費306万6,000円。

○教育課長（羽賀明美君） 10款教育費 1項教育総務費。

次のページをお開きください。

2目事務局費913万円の減。

2項小学校費 1目学校管理費589万1,000円。

3項中学校費 1目学校管理費28万9,000円。

次のページをお開きください。

11款災害復旧費 1項農林水産業施設災害復旧費 1目耕地災害復旧費1,500万円。

それでは、2ページのほうにお戻りください。

令和7年6月5日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 昨日の一般質問でも申し上げたんですけれども、9ページのふるさと納税に関してです。一般寄附金が1億円の情報修正ということで、これ大変喜ばしいと思うんですけれども、やっぱり昨日も言ったようにポータルサイト見たら、もう売り切れが結構あったということで、ほかの品物に力を入れなければならないと思っておるところなんですけれども、このたび1億円の情報修正で、さらに情報修正あればいいなと思うんですけれども、その辺の見通しがあればちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 今、販売とか申込みを中止している分は、令和7年産の主食用米になります。今後予約ではなくて、本格的に収穫が始まる頃にまた再開するというわけではなくて、本当に直接の分として再開する見込みでございます。その分、今のところ確保できる見込みの主食用米の量を見込んで約1億円ということで計上しているという状況でございます。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 25ページの8款土木費4項の橋梁維持費なんですけど、委託料で永代橋の

ところが300万円とありますが、永代橋の下に今穴が空いてるような空洞が空いているわけですが、その修繕のための委託料でしょうか。測量のための委託料でしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） そちらのほうは、議員おっしゃるとおりでございます。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 私もちっと気になっていたところではあるんですけども、明確な原因が何だったのか、ちょっと私認識がなくて、いつの間にかあそこに穴があるというのを指摘されて現場を何度も見たりはしていたんですけども、何が原因だったのかというのと、あと今回は測量ですけども、いつ頃工事に取りかかるのかという見通しはあるのでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） そちらのほうの破損につきましては、令和3年の際にうちのほうで確認しておりますが、その際にすぐに対応すればよかったのですが、河川の護岸ということもありまして、県のほうに要望してございました。その結果なんですが、道路にすべきか、河川護岸としてすべきかという点でいろいろ県のほうと打合せした結果、今年度になりましてから永代橋の直下に当たるということで、河川護岸ではなく橋梁の保護護岸という扱いで、道路のほうで対応するようというお話をいただいております。ですので、今回は、測量の設計の予算を計上させていただいておりますが、緊急自然災害防止事業債ですか。そちらのほうを財源といたしまして、来年度に工事のほうを施工したいと考えております。

なお、そちらの今、破損している箇所につきましては、県のほうの河川砂防課とお話をいたしまして、袋詰め玉石をそちらに設置するということで増破しないような形を取っていききたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） ちょっと原因がよく分らないですね。令和2年のときの災害の影響もあったのかどうか。そこはちょっと原因をここで答えるかどうかは別ですが。

そうなりますと、これは村単独の予算で直すことになるのでしょうか。それとも県のほうも一定程度、一部については予算をつけるのでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 先ほどちょっとお話ししましたが、村のほうの施工ということで、財源のほうを緊急自然災害防止事業債ということで、村の事業で行いますので、県の事業

ではございません。以上です。

○議長（佐藤 勝君） ほかに、加藤忠己君。

○6 番（加藤忠己君） 12ページの地域振興費の地域おこし協力隊なんですけれども、これ現在、今いる方がじゃないですね。結局2人目ですよ。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 今、加藤議員おっしゃるとおり2人目の方の募集を行いたいということで、予算のほうを計上させていただいたということでございます。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 加藤忠己君。

○6 番（加藤忠己君） まだ目安とかはなく、これから募集に入ること。まだ何人まで、一応希望というか、地域おこし協力隊の採用をしたいと考えているのでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 現在のところ、まずは2名程度確保したいと考えております。今回、今1名おりますので、それに伴って今回増員のための予算を計上させていただいたところでございます。将来的には、お手伝いしていただきたい案件がありました場合には、もう少し増加ということも可能かなと考えております。財源としては特別交付税ということで、国のほうから交付金は頂けますので、それを活用していきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 加藤忠己君。

○6 番（加藤忠己君） 今現在いる方は、まずどんなことをやってもらいたいのか。

あと、今後募集する2人目の方には、どういう仕事というか、そういう村のPRはじめいろいろあると思うんですが、そのような募集の目的みたいなものがありましたら。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 今現在やっていただいていることは、基本的には観光振興ということで産業振興課のほうで業務についていただいております。例えば観光とか、肘折のほうかなり何度も足を運んでいただいているようです。今後の見込みですけれども、今募集をかけるのはもっと広い考え方をしております。観光でもいいですし、農業関係でも構わないかなと今のところ考えております。以上です。

○議長（佐藤 勝君） よろしいですか。斉藤光雄君。

○8 番（斉藤光雄君） 23ページのこけしの塗装の件と、あとインフラツーリズムについてお聞きします。

今回、こけしの塗装の委託料ですけれども、2か所あるわけですよ。それ両方ともやるん

でしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 今回計上させていただいた部分につきましては、木遠田のこけしということになります。

○議長（佐藤 勝君） 斉藤光雄君。

○8番（斉藤光雄君） やはり今、おおくら君がいろいろマスコットのなキャラクターになっていますけれども、やはりちょっと私、先月友人が来たときも、このこけしはちょっと有名なんだと思って、そこで記念撮影を撮るとか、そういうのはちょっと止まってくれとかあったものですから、やはり大蔵村の象徴であったこけしですから、やはり定期的に整備していくのが一番なのかなと思いました。だからぜひ村長が最初就任した当時に全部開始してくれましたけれども、やはり定期的にやはりあそこで記念撮影をやっている人かなりいるんじゃないかなと思いますので、それを今年だけじゃなくて、もう1基のほうも恐らくそういう形になってきていると思います。同時に2基直しましたので、そういうことをちょっと進めていただきたいと思います。

それと、インフラツーリズム旅行商品造成委託料、この内容をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） こけしの塗装関係につきましては、劣化の状況を見ながら対応していければと考えております。

インフラツーリズムについてですが、国土交通省と連携しながら村内の砂防施設を巡って歩くというそういったコアな観光客を相手にした旅行商品となっております。昨年度までは肘折温泉郷振興株式会社が旅行業の資格を持っていたものですから、そこに委託をして実施していたということだったんですが、当社が今回解散したということで、受皿として現在、国土交通省と打合せをして、JRのほうと連携しながらこの商品を作っていきたいということを考えております。この商品開発に当たり、肘折温泉郷振興株式会社の場合は無料でやっていただいた経緯があるんですが、村の補助金も入ってございましたので、そういったことを活用していただきながらやれたんですけれども、JRさんのほうはこの開発費用にお金がかかるということで、今回計上させていただいたという状況でございます。

○議長（佐藤 勝君） よろしいですか。ほかにないですか。早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） 23ページの農業費の中で、新規就農者育成総合対策事業費補助金と経営

発展支援事業費補助金、これ事業変更となっていましたけれども、どういうふうな中身か教えていただきたいんですが。

○議長（佐藤 勝君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） こちらにつきましては、新規就農者に対する機械等の導入に対する支援ということになっております。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 早坂民奈君。

○1 番（早坂民奈君） これ事業変更になっていますけれども、経営発展支援事業がこれなくなってということで、内容は全く同じなんですかということをお尋ねしたかったんですけれども。

○議長（佐藤 勝君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 国のほうの事業名が変更になったというようなことで、内容等の変更はございません。

○議長（佐藤 勝君） 早坂民奈君。

○1 番（早坂民奈君） 追加で、これ何名分というか、いろいろなトマトハウスだったりとかそういうのの補助金だと思うんですけれども、1 棟トマトハウスでどれくらい使うか分かりませんけれども、大体何名分ぐらいのあれを考えていらっしゃるんでしょう。

○議長（佐藤 勝君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 本事業につきましては、1 名の農業者の方です。

○議長（佐藤 勝君） よろしいですか。伊藤貴之君。

○2 番（伊藤貴之君） 13ページをお開きください。

先ほどの地域おこし協力隊の下のほうに10節の需用費あるんですけれども、これ補正増額になっているということに関して、何で補正なのかなと思ったので、これに対して説明をお願いします。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） そちらにつきましては、地域おこし協力隊員が増加になったときの分の活動費になります。ほかの施設の項目、例えば通信費や保険料、こういったものも活動費ということでお考えいただければと思います。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2 番（伊藤貴之君） 肘折にちよくちよく足を運んでいるとありましたけれども、これは自家用車とか、それから村の車かな。そこら辺ちょっと教えてほしいです。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 基本的には公用車ということで考えております。もしどうしても公用車が確保できない場合は、自家用車の借り上げということも可能かと考えております。以上です。

○議長（佐藤 勝君） ほかにないですか。伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 17ページをお開きください。

ここの真ん中の辺りに国勢調査の件ありますけれども、今年は5年に一度ですか。国勢調査があるということで、人員の確保も大変、調査員の人員の確保も大変だとかという話も聞いたものですから。その人員確保のその見通しとか、今はちゃんとなっているんでしょうけれども、結構高齢の人もあるみたいなので、これからどういうふうにしていくかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議員おっしゃるとおり、やはり調査員の方もなかなか高齢化してきておりまして、確保というのが非常に難しいところでございますので、確保対策事業として村のほうで補助金を用意しておるところでございます。その統計調査員の中のほうでいろいろと近隣の方お声がけしていただいているような状況でございます。村としても当然のことながら、お声がけをさせていただいているところでございますので、議員の皆様からの御協力をいただきながら、その確保ということでお願いしたいなという、またやっていきたいなと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（佐藤 勝君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第45号 令和7年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第7、議第45号令和7年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第45号令和7年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

この議案は、国民健康保険特別会計、歳入歳出予算の総額に1万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,261万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 岡部住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。岡部住民税務課長。

○住民税務課長（岡部雅人君） それでは、補正予算書の32ページをお開きください。

議第45号令和7年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度大蔵村の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,261万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

38ページをお開きください。

歳入になります。

3 款国庫支出金1項国庫補助金2目社会保障・税番号制度システム整備費等補助金5,000円。

3 目子ども・子育て支援事業費補助金5,000円。

40ページをお開きください。

歳出になります。

1 款総務費1項総務管理費1目一般管理費5,000円。

6 款2項保健事業費1目保健衛生普及費5,000円。

32ページにお戻りください。

令和7年6月5日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議第46号 令和7年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第8、議第46号令和7年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。

○村長（加藤正美君） 議第46号令和7年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第1号）。

この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額に251万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,741万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 中島診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。中島診療所事務長。

○診療所事務長（中島輝美君） それでは、44ページをお開きください。

議第46号令和7年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ251万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,741万円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

50ページを開きください。

歳入になります。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金251万円。

次のページをお開きください。

歳出です。

1 款総務費 1 項施設管理費 1 目一般管理費251万円。

44ページにお戻りください。

令和 7 年 6 月 5 日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。佐藤雅之君。

○7 番（佐藤雅之君） 53ページの総務費の一般管理費の中の委託料なんですけれども、医療画像管理配信システムいわゆる P A C S なんですけれども、これ委託料がこの段階で151万円というのは値上がりしたということなんですか。当初予算ではなかったんでしょうか。お聞きします。

○議長（佐藤 勝君） 中島診療所事務長。

○診療所事務長（中島輝美君） こちらのほうが増額補正になります。レントゲンなどの検査画像は、これまで診療所内のサーバーで管理していたんですが、データ量が大きくなったため、フリーズを起こすことがちょっと多くなりまして、診療に支障を来しているということで、このたび、早急にクラウド型へ変更する必要があり、そのための増額補正となります。

○議長（佐藤 勝君） よろしいですか。ほかにないですか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議第 4 7 号 令和 7 年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第 9、議第47号令和 7 年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第47号令和 7 年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額に42万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億4,572万9,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 中島健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。中島健康福祉課長。

○健康福祉課長（中島輝美君） それでは、56ページをお開きください。

議第47号令和7年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,572万9,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

62ページをお開きください。

歳入です。

1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料10万2,000円。

3款国庫支出金2項国庫補助金3目地域支援事業交付金その他の地域支援事業16万4,000円。

5款県支出金2項県補助金2目地域支援事業交付金その他の地域支援事業8万2,000円。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金8万1,000円。

次のページをお開きください。

歳出です。

4款地域支援事業費3項包括的支援事業任意事業費1目包括的支援事業費13万8,000円の減。

4目生活支援体制整備事業費56万3,000円。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金4,000円。

56ページにお戻りください。

令和7年6月5日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議第48号 令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第10、議第48号令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第48号令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

この議案は、簡易水道事業会計歳入歳出補正予算について、収益的収入及び支出については第2条に、資本的収入及び支出については第3条に、議会の議決を経なければ流用することができない経費については第4条に、他会計からの補助金については第5条に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 補正予算書は68ページをお開きください。

議第48号令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）

第1条 令和7年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条及び第3条につきましては、実施計画明細書で説明させていただきます。

76ページをお開きください。

令和7年度大蔵村簡易水道事業補正予算実施計画明細書。

収益的収入及び支出収入でございます。

1 款水道事業収益 2 項営業外収益 2 目他会計繰入金62万7,000円。

支出。

1 款水道事業費用 1 項営業費用 2 目排水及び吸水費17万3,000円。 4 目総掛費45万4,000円。

資本的収入及び支出。

収入。

1 款資本的収入 4 項補助金 2 目県補助金40万円。

支出。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目補助対象事業40万円。

68ページにお戻りください。

第 4 条から読み上げさせていただきます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第 4 条 予算第 8 条中1,564万7,000円を1,610万1,000円に改める。

他会計からの補助金。

第 5 条 予算第 9 条中 1 億1,878万円を 1 億1,940万7,000円に改める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 議第 49 号 令和 7 年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第11、議第49号令和 7 年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第49号令和 7 年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第 1 号）。

この議案は、下水道事業会計歳入歳出補正予算について、資本的収入及び支出については第 2 条に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 補正予算書 8 ページをお開きください。

議第49号令和7年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）

第1条 令和7年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条につきましては、実施計画明細書で説明させていただきます。

86ページをお聞きください。

令和7年度大蔵村下水道事業補正予算実施計画明細書。

資本的収入及び支出。

収入。

1 款資本的収入 4 項補助金 2 目県補助金50万円。

支出。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目補助対象事業50万円。

80ページにお戻りください。

令和7年6月5日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので質疑に入ります。伊藤貴之君。

○2 番（伊藤貴之君） これは、先ほどの水道と同じ工事だと思うんですけども、この箇所とその経緯について教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） こちらにつきましては、県のほうで国道458号本合海バイパスの工事に合わせて、当初、主要地方道大石田畑線の農協付近の道路の拡幅を予定しておりました。その箇所につきましては、現在、農協のガソリンスタンドがある所に右折レーンがあるわけですが、その部分の拡幅になります。当初は、用地のほうを買収できませんで、その工事につきましては、中断ということになっておりました。令和6年度になりまして、再度、用地交渉を行いまして、今年度用地買収のほうが完了しております。それに伴いまして、道路の拡幅工事を着手することになっております。以上でございます。

○議長（佐藤 勝君） ほかにないですか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 発議第3号 ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの即時完全な停戦等の実現を求める国への意見書

○議長（佐藤 勝君） 日程第12、発議第3号ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの即時完全な停戦等の実現を求める国への意見書を議題といたします。

会議規則第14条の規定により、総務文教常任委員長から提案理由の説明を求めます。

総務文教常任委員長、須藤敏彦君。

○3番（須藤敏彦君） 発議第3号ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの即時完全な停戦等の実現を求める国への意見書。

上記の議案を大蔵村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

世界的な武力衝突により多数の民間人が犠牲となり、人道的危機が深刻化している現状に対し、即時停戦と人道支援の実現を国に求めるものです。平和都市宣言を掲げる本村としても、戦争のない世界の実現を希求する姿勢は共有すべきであり、人間の尊重と国際法の遵守という観点から意見書の提案をするものであります。

以上、御審議の上、提案どおり御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の予定は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和7年第2回大蔵村議会定例会を閉会いたします。

御審議、誠に御苦労さまでした。

午前 11 時 11 分 閉会

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員